

銚子市障害者福祉計画

＜令和6年度～令和11年度＞

第7期銚子市障害福祉計画

第3期銚子市障害児福祉計画

＜令和6年度～令和8年度＞



第41回「肢体不自由児・者の美術展 / デジタル写真展」
コンピューターアート部門 厚生労働大臣賞受賞 石毛 あずみ 愛純 さん
作品名：夏の空と灯台 提供：日本肢体不自由児協会

令和6年3月

銚子市

は じ め に

本市では、平成30年3月に「銚子市障害者福祉計画」、令和3年3月に「第6期銚子市障害福祉計画・第2期銚子市障害児福祉計画」を策定し、保健・医療、教育、雇用・就労、福祉のまちづくり、福祉サービスの充実等、各分野にわたる障害者施策を推進してきました。

この間、福祉分野全般では、平成30年4月に施行された改正社会福祉法で、社会構造や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が

が位置づけられました。障害者施策の分野では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「発達障害者支援法」の改正等の大きな動きが見られました。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、障害のある人に限らず、社会的行動の制限や、医療・福祉サービスの提供の制約により、本市の障害福祉施策にも多大な影響を及ぼしました。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援等を計画的に提供することが必要となります。このために、「銚子市障害者福祉計画（令和6年度～令和11年度）」及び「第7期銚子市障害福祉計画・第3期銚子市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を新たに策定しました。

本計画では、基本理念を「このまちで共に生きる！すべての人が宝物」とし、これを実現するために、「相互理解の促進と権利擁護の推進」「地域での暮らしを支える生活支援の充実」「保健・医療の充実」「障害のある児童への支援の充実」「雇用・就労の支援と社会参加の促進」「安全・安心な暮らしの確保」の6つの目標を掲げ、地域共生のまちづくりを進めていきます。今後、計画を推進していくためには、市民の皆様や関係者の皆様と行政が協働する取り組みが必要不可欠であり、引き続き、皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後になりますが、本計画の策定に参画いただいた銚子市自立支援協議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やアンケート調査など、ご協力をいただいた市民・事業所の皆さまに深く感謝を申し上げます。

令和6年3月

銚子市長 越 川 信 一



目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	2
2 計画の法的根拠.....	3
3 計画の位置づけ.....	4
4 計画の期間.....	5
5 計画の対象.....	5
6 計画の策定体制.....	6
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
1 計画の基本理念.....	8
2 計画の基本目標.....	9
3 施策の体系.....	10
4 障害福祉サービス等の体系.....	11
第3章 障害者福祉計画.....	13
基本目標1 相互理解の促進と権利擁護の推進.....	14
(1) 相互理解の促進.....	14
(2) 差別の解消及び権利擁護の推進.....	15
(3) 虐待防止の推進.....	17
(4) 福祉教育の推進と交流機会の促進.....	18
(5) 地域福祉活動の促進.....	19
基本目標2 地域での暮らしを支える生活支援の充実.....	21
(1) 相談支援体制の充実.....	21
(2) 情報提供の充実.....	23
(3) 意思疎通支援の充実.....	25
(4) 障害福祉サービス等の充実.....	26
(5) 生活を支えるサービスの充実.....	28
(6) 福祉人材の養成・確保.....	30
基本目標3 保健・医療の充実.....	31
(1) 医療・リハビリテーションの充実.....	31
(2) 精神保健福祉施策の充実.....	33
(3) 様々な障害特性への支援.....	35

基本目標4 障害のある児童への支援の充実	36
(1) 切れ目のない支援体制の充実	36
(2) 教育の充実	39
基本目標5 雇用・就労の支援と社会参加の促進	41
(1) 雇用・就労の充実	41
(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進	43
基本目標6 安全・安心な暮らしの確保	45
(1) バリアフリーの推進	45
(2) 防災・防犯対策の推進	46
第4章 障害福祉計画・障害児福祉計画	49
1 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標	50
2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策	59
3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策	76
第5章 障害のある人を取り巻く現状	87
1 統計データに基づく障害のある人の現状	88
2 第6期銚子市障害福祉計画・第2期銚子市障害児福祉計画の進捗状況	99
3 アンケート調査結果に基づく障害のある人の状況	102
第6章 計画の推進	119
1 計画推進のための実施体制	120
2 広報・啓発活動の推進	120
3 協力体制の確保	120
4 計画の進行管理・評価方法	121
資料編	123
1 銚子市地域自立支援協議会設置要綱	125
2 銚子市地域自立支援協議会委員名簿	127
3 計画の策定経過	128
4 用語解説	129
5 障害者に関するマーク	134

第 **1** 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ため、平成30年3月に「銚子市障害者福祉計画」、令和3年3月に「第6期銚子市障害福祉計画・第2期銚子市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人の権利擁護や社会参加、市民の意識啓発など、障害者（児）の施策を推進するとともに、生活や就労、居住などの支援を目的とする障害福祉サービスや地域生活支援事業の提供体制の整備などを推進してきました。

障害者（児）を取り巻く状況は、少子高齢社会の進行など社会情勢が変化する中、障害のある人の高齢化が進み、障害の重度化、重複化も進んでいます。また、障害のある人の家庭においても介護者の高齢化が進むとともに、核家族化をはじめとした家族形態の変化に伴い、地域における介助・支援機能が低下するなど、大きく変化しています。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）をはじめ、児童福祉法や発達障害者支援法の改正により、障害のある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、支援の一層の充実が求められています。また、ニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充など、サービスの質の確保及び向上を図るための様々な環境整備を進める必要があります。

さらには、平成30年4月に施行された改正社会福祉法では、社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えた「地域共生社会」の考え方が位置づけられました。地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指していくことが重要です。

こうした背景を踏まえ、障害の有無に関わらず、互いに支え合い、安心して充実した生活を共に送ることができる社会を構築するとともに、多様化するニーズに対して、障害福祉サービスや相談支援などを計画的に提供するために、「銚子市障害者福祉計画（令和6年度～令和11年度）」及び「第7期銚子市障害福祉計画・第3期銚子市障害児福祉計画（令和6年度～令和8年度）」を新たに策定します。

2 計画の法的根拠

本計画は、次の法律により策定が位置づけられている法定計画です。

(1) 市町村障害者計画（障害者基本法第11条）

障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」であり、本市の障害者施策全般にわたる推進の方向性と具体的な方策を示すものです。

■ 障害者基本法

第11条（一部抜粋）

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

(2) 市町村障害福祉計画（障害者総合支援法第88条）

障害福祉サービスの提供体制の確保やその他障害者総合支援法に基づく業務の円滑な実施に関する計画であり、今後必要とされる福祉サービス量を計画的に整備するためのものです。

■ 障害者総合支援法

第88条（一部抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他の法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

(3) 市町村障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20）

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」であり、本市の障害児の体制の整備などを計画的に構築するためのものです。

■ 児童福祉法

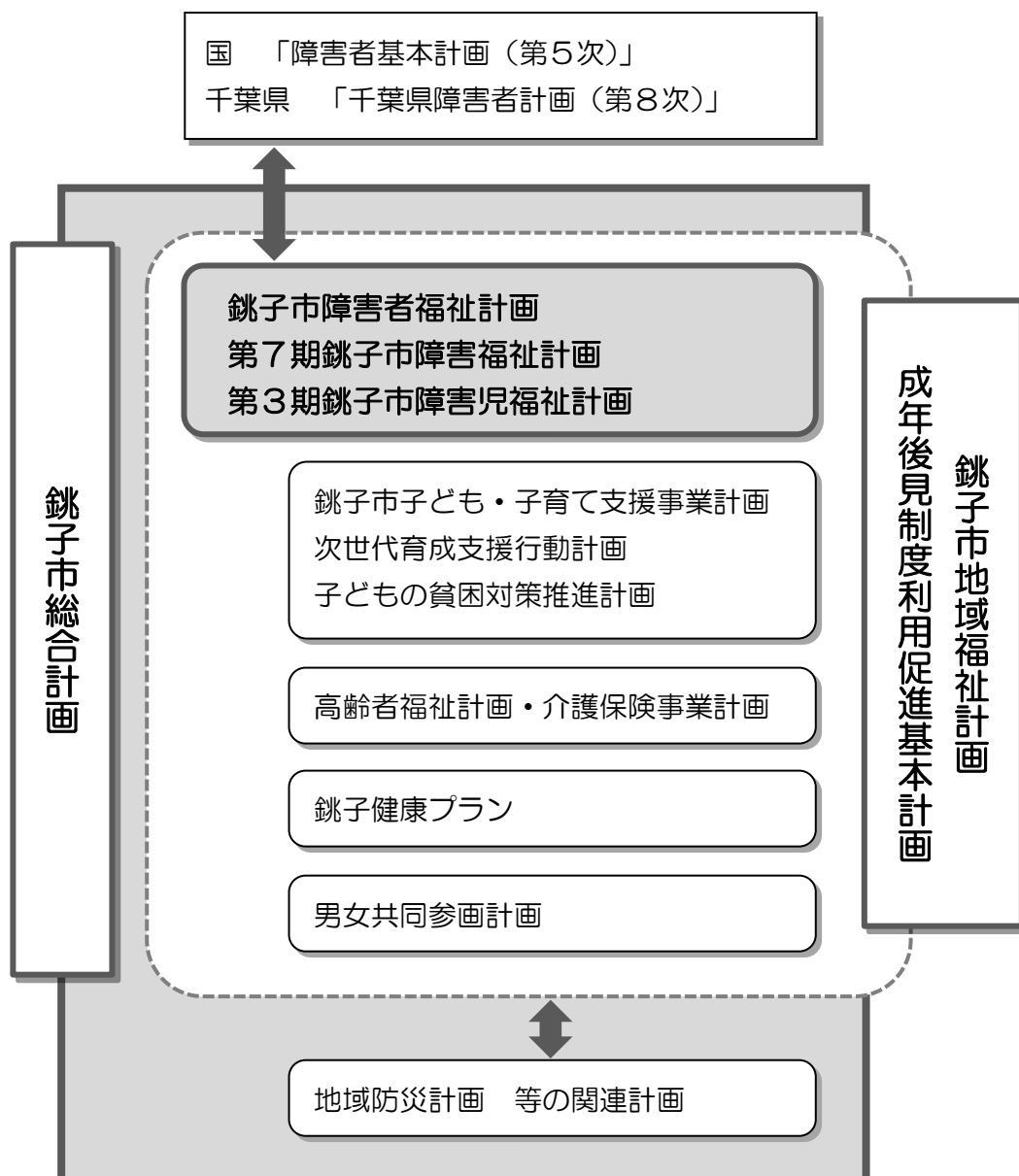
第33条の20（一部抜粋）

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

3 計画の位置づけ

本計画は、市の最上位計画である「銚子市総合計画」のもと、「銚子市地域福祉計画」を福祉部門の上位計画としながら、「銚子市子ども・子育て支援事業計画」「銚子市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や、その他個別部門計画である「銚子市地域防災計画」などとの整合性を図り策定しました。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」、千葉県「千葉県障害者計画（第8次）」との整合性を図った計画とします。



4 計画の期間

「銚子市障害者福祉計画」の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「第7期銚子市障害福祉計画」及び「第3期銚子市障害児福祉計画」の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、策定後の制度改正、福祉・保健・医療などの社会経済情勢の変化により、必要に応じて見直しを行います。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
障害者福祉計画			第5期	第6期	第6期	第6期	第6期	第6期	第6期
障害福祉計画			第6期	第7期	第7期	第7期	第8期	第8期	第8期
障害児福祉計画			第2期	第3期	第3期	第3期	第4期	第4期	第4期

5 計画の対象

本計画における障害のある人とは、障害者基本法第2条第1項に基づいた、年齢に関わりなく、身体障害、知的障害、精神障害、難病及び発達障害等に起因する身体又は精神上の障害のある人で、日常生活や社会生活で支援を必要とする人としてします。

加えて障害のある人を含む、すべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進するためには、できるだけ多くの市民の理解と協力が必要不可欠です。

このため、本計画は、障害のある人だけでなく、すべての市民を対象としています。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、アンケート調査を実施し障害のある人の生活実態、障害福祉サービス等に対する現状把握を行うとともに、パブリックコメントを実施し、市民の意見を募りました。さらに、銚子市地域自立支援協議会で計画の内容や今後の障害福祉施策についての審議を重ねました。

(1) 銚子市地域自立支援協議会

障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育関係者、行政関係者などによる銚子市地域自立支援協議会において、計画内容の検討を行いました。

(2) アンケート調査の実施

障害のある人や障害のある児童を対象に、日常生活の状況や障害福祉サービス等における利用意向などを把握し、今後の障害者施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に、令和5年6月にアンケート調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

市民や関係者の意見を反映させるため、本計画の計画案について、令和5年12月25日から令和6年1月19日までの期間でパブリックコメントを実施しました。

第 2 章

計画の基本的な考え方

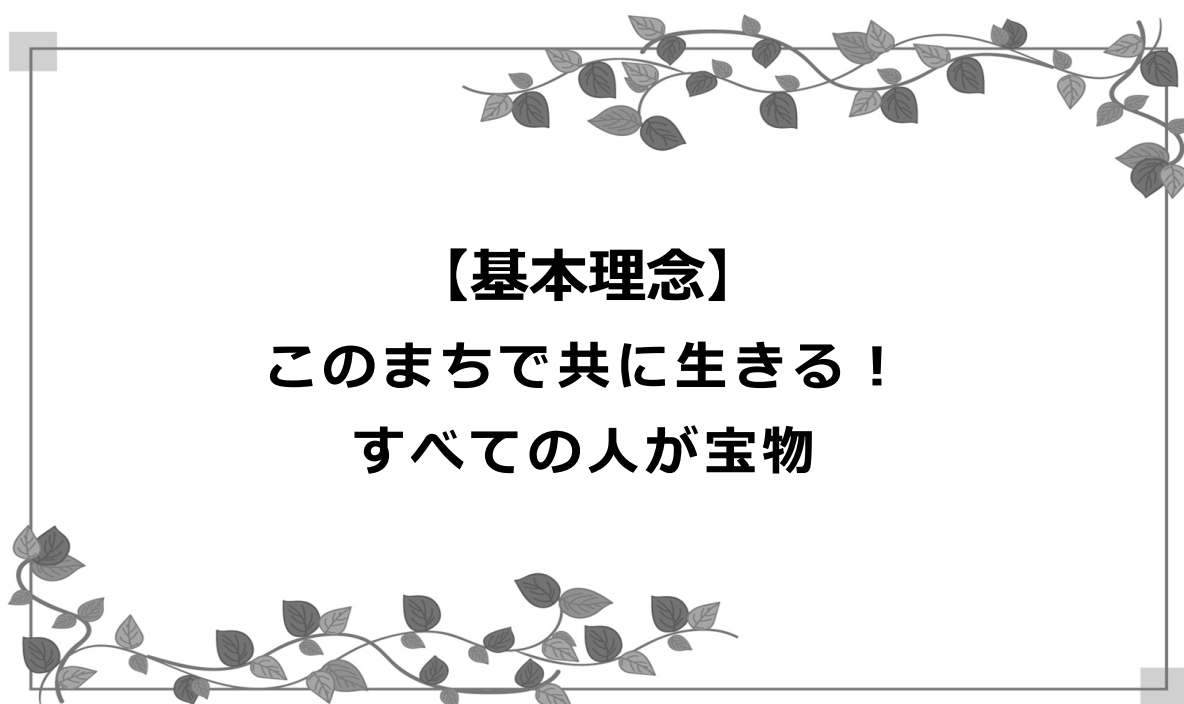
1 計画の基本理念

障害のある人もない人も分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

また、社会参加に制約がある障害のある人々も地域社会の一員として、ともに暮らし生きがいとともに創り、高め合い、安心して、自分らしく暮らせるよう、生活を支えていくことも重要です。

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」となる地域社会の実現のために、障害のある人の権利の擁護を図り、人権を尊重し、その身近な場所において支援を受けられ、社会生活のなかで選択の機会が確保される総合的な支援サービスの提供体制の構築を図ります。

本計画は、共生する社会の実現への思いを込めて、「このまちで共に生きる！すべての人が宝物」を基本理念に掲げ、各種施策や取組を進めていきます。



2 計画の基本目標

基本理念を実現するため、次の6つの基本目標を設定し、施策を展開します。

基本目標 1 相互理解の促進と権利擁護の推進

地域共生社会の実現に向け、障害のある人もない人も社会の偏見や差別といった社会的障壁を取り除くための取組を進めるとともに、市民の理解と協力が得られるよう啓発活動及び権利擁護の推進を図ります。

基本目標 2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

障害のある人が地域で自分らしい生活を継続できるように、相談支援体制の充実をはじめ、地域の社会資源を最大限に活用したサービスの提供体制の整備を進めます。

基本目標 3 保健・医療の充実

障害のある人が住み慣れた地域において、日々安心して健康的で自立した生活が送れるよう、障害の早期発見・疾病の早期治療、さらには障害の重度化・疾病の重症化の抑制などを図るため、関係機関と連携し、保健・医療サービスの提供体制の充実を図ります。

基本目標 4 障害のある児童への支援の充実

障害などにより支援が必要な子どもの健やかな成長を支えていくため、保健・医療・福祉・教育、就労などの関係機関の連携を強化し、保護者への支援を含め、子どもの成長に応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

基本目標 5 雇用・就労の支援と社会参加の促進

障害のある人一人ひとりが適性と能力を活かして仕事を持ち、継続して働けるように、雇用・就労の支援の充実を図ります。

また、スポーツや芸術文化活動などに触れる社会参加の場の確保、さらには社会参加をするために必要な移動支援や情報提供などの充実に努めます。

基本目標 6 安全・安心な暮らしの確保

障害のある人が地域で安全かつ安心に暮らすため、建築物や公共交通機関、道路などのバリアフリー化・ユニバーサルデザインの導入などを推進します。

また、災害時の避難行動要支援者の把握を進めるなど、必要な方が適切な支援を受けられるよう、日頃から地域の見守りや防災対策を推進します。

3 施策の体系

《基本理念》

このまちで共に生きる！すべての人が宝物

《基本目標》

1. 相互理解の促進と権利擁護の推進

- (1) 相互理解の促進
- (2) 差別の解消及び権利擁護の推進
- (3) 虐待防止の推進
- (4) 福祉教育の推進と交流機会の促進
- (5) 地域福祉活動の促進

2. 地域での暮らしを支える生活支援の充実

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 情報提供の充実
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 障害福祉サービス等の充実
- (5) 生活を支えるサービスの充実
- (6) 福祉人材の養成・確保

3. 保健・医療の充実

- (1) 医療・リハビリテーションの充実
- (2) 精神保健福祉施策の充実
- (3) 様々な障害特性への支援

4. 障害のある児童への支援の充実

- (1) 切れ目のない支援体制の充実
- (2) 教育の充実

5. 雇用・就労の支援と社会参加の促進

- (1) 雇用・就労の充実
- (2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

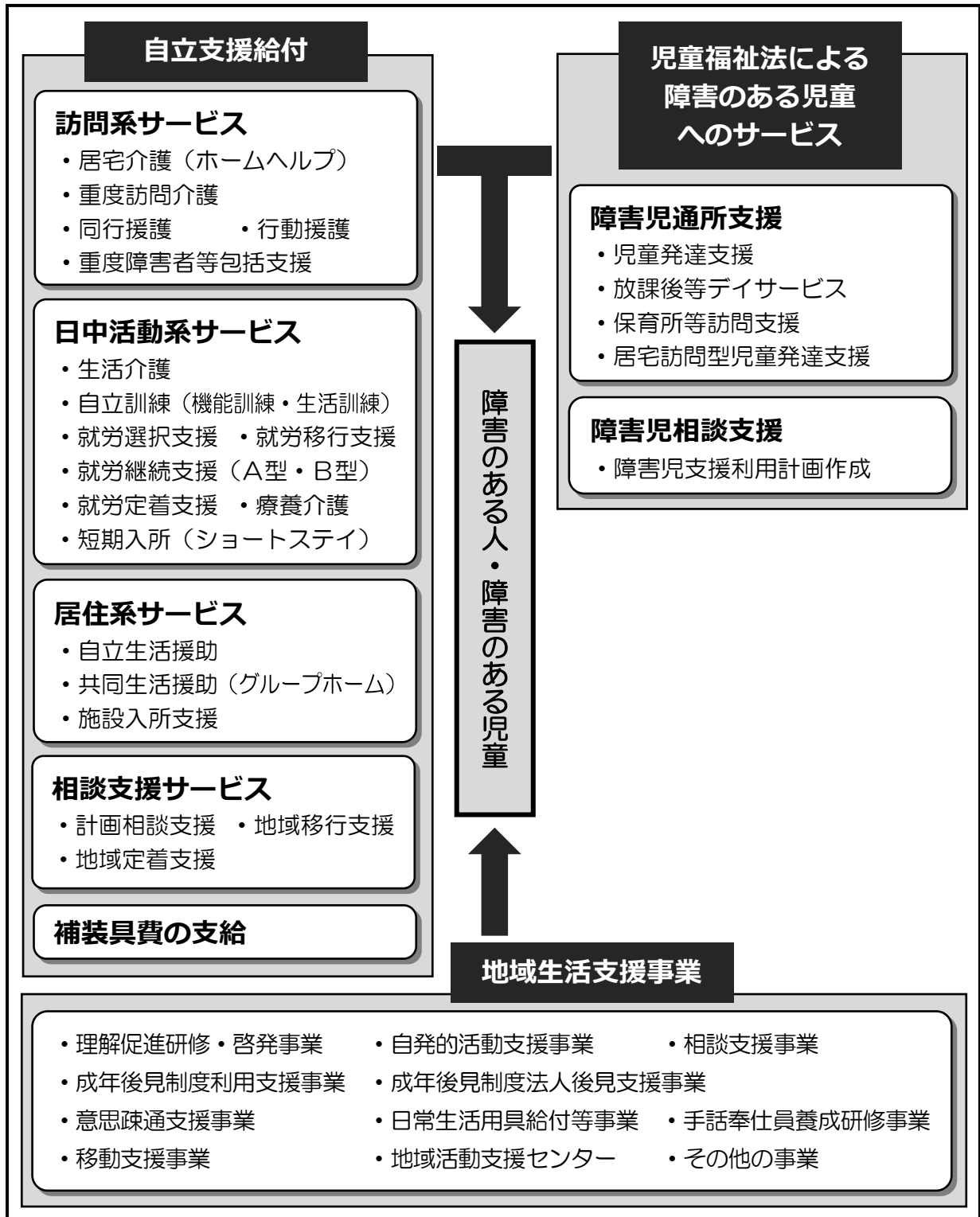
6. 安全・安心な暮らしの確保

- (1) バリアフリーの推進
- (2) 防災・防犯対策の推進

《施策の方向》

4 障害福祉サービス等の体系

障害のある人、障害のある児童を対象とした障害者総合支援法、児童福祉法によるサービス体系は、以下のようになっています。



第 3 章

障害者福祉計画

基本目標 1 相互理解の促進と権利擁護の推進

(1) 相互理解の促進

現状と課題／施策の方向

障害のある人となない人が、障害の有無に関わらず、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するためには、市民一人ひとりが障害のある人にとって日常生活や社会生活を営む上で制約となる社会的障壁を十分に理解することが必要です。

アンケート調査では、保育所や幼稚園、学校などに望むことや、就労支援として必要だと思うことに、先生や保護者、職場の上司や同僚が、障害や病気に対して理解があることが上位に挙げられています。

障害のある人となない人を隔てる心のバリアをなくし、互いに理解し合いながら地域でともに暮らしていけるよう、障害についての正しい理解を深めるための普及・啓発活動に取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
障害に対する理解促進	障害のある人に対する理解促進のため、講演会やイベント、研修会など交流する機会を推進します。	障害支援室
社会福祉大会、精神保健大会の開催	福祉施設職員や福祉事業に係る貢献者の表彰を行い、障害のある人への理解を深めるとともに、広報啓発に努めます。	障害支援室 社会福祉協議会
「障害者週間」の周知・啓発	共生社会の理念と普及を図るため、12月3日から9日までの「障害者週間」の周知・啓発を図ります。	障害支援室
障害者に関するマークやヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発	障害者（児）に対する理解を促進するため、障害のある人に関するマークの周知と理解の促進に取り組みます。また、ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発に努めます。	障害支援室

(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

現状と課題／施策の方向

障害者の権利を守り、地域で安心して生活していくためには、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）」に基づき、障害者（児）に対する差別の解消につながるよう、必要な施策を推進していくことが重要です。

また、権利擁護の推進では、自分自身で選択することや責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制の整備が求められています。

アンケート調査では、障害があることで差別や嫌な思いをしたことがある人の割合が約5割と、依然として差別事象が発生している状況がうかがえます。また、成年後見制度については、制度を知っている割合が約3割である一方、制度の利用意向に対して約5割がわからないと回答しています。

差別の解消を実効性のあるものとし、すべての人が安心して暮らすことのできる社会の実現を図るとともに、令和5年3月に策定した「銚子市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度を広く周知し、その利用促進に係る取組を強化します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
権利擁護の推進	障害のある人に対する権利擁護について、市民啓発を推進し、制度について広くわかりやすい周知を図ります。	障害支援室
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が困難な知的障害者又は精神障害者に対し、利用に向けた支援を行い、障害者の権利擁護を図ります。地域包括支援センターや基幹相談支援センターなどの関係機関との連携を図り、スムーズな対応に努めます。	障害支援室 高齢者福祉課
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	障害支援室 高齢者福祉課

施策名	施策の内容	担当課室
日常生活自立支援事業	高齢者、障害者などの判断能力が不十分な方に、福祉制度の利用手続きや各種契約のための相談、金銭の管理や、福祉サービスの利用に関する援助を行い、地域において自立した生活が送れるよう支援します。	社会福祉室 障害支援室 高齢者福祉課 社会福祉協議会
障害者差別解消法の周知と啓発活動	障害を理由とする不当な差別の取扱いの禁止や、障害者に対する合理的配慮の提供を徹底するなど、障害を理由とする差別の解消に向けた取組を進めます。 令和6年4月1日から合理的配慮の提供が事業者の義務となることを広く周知・啓発を図ります。	障害支援室
行政サービスにおける合理的配慮	障害者差別解消法に基づき「障害を理由とする差別の解消の推進に関する鈹子市職員対応要領」に基づき、職員の資質向上に努め、合理的配慮を実施します。	障害支援室
家族信託や後見制度支援信託など権利擁護支援策の検討	近隣市や一般社団法人東総権利擁護ネットワーク、社会福祉協議会など関係機関が協力して、権利擁護に関わる支援や制度の利用促進に取り組みます。	障害支援室 高齢者福祉課
成年後見制度の利用促進 【新規】	令和5年3月に策定した「鈹子市成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置などにより、成年後見制度の相談・利用の促進に努めます。	障害支援室 高齢者福祉課

(3) 虐待防止の推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人に対する虐待が問題となっており、関係機関や地域住民のネットワーク体制の整備などにより早期に発見する体制を整えることが求められています。

障害のある人の権利を守るため、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、障害のある人に対する虐待防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、関係機関などにおける役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図り、障害のある人への虐待を防止するための体制を強化します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
障害者虐待防止センターの設置	障害者虐待防止センターにおいて、障害のある人への虐待の通報・届け出を受付け、障害のある人の安全確保に努めます。また、関係機関との連携を図り、適切な支援につなげます。	障害支援室
制度の周知	関係機関との連携を強化し、障害者虐待に関する情報の収集や実態把握に努め、障害者虐待防止のための対策を行います。	障害支援室 子育て支援課 高齢者福祉課 保健事業室
施設職員のスキルアップのための研修会	福祉施設職員を対象とした、障害者虐待防止研修会を開催します。	障害支援室
障害者の安全確保の優先	緊急保護を必要とする場合は、措置入所を検討、実施します。	障害支援室
関係機関の連携・協力による対応と体制	複数の関係機関の連携・協力により、障害者や介護者の生活について、役割分担を明確にした上で、一体的な支援を実施します。	障害支援室 子育て支援課 高齢者福祉課 保健事業室

(4) 福祉教育の推進と交流機会の促進

現状と課題／施策の方向

障害のある人もない人もお互いを理解し合い、それぞれが支え合う社会を実現するためには、相互理解と障害に対する認識を深めるための教育が重要です。

学校、保育所・幼稚園・認定こども園、社会福祉協議会、福祉施設、その他関係機関が連携し、また地域活動を通じて障害のある人との交流を促進し、地域全体での福祉教育を推進します。

また、交流・ふれあい活動や地域での支え合い活動を通じて、障害及び障害のある人に関する市民の理解を深め、こころのバリアフリーを促進します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
福祉教育の推進	相互理解を深めるため、家庭、学校、地域との連携を図りながら、福祉に関する体験などを重視した学習を推進し、人権意識の向上を図ります。	指導室
福祉教育の効果的推進	関係機関との連携を深め、学校、家庭・地域での福祉教育を推進します。学校における行事などを通して、地域ぐるみの福祉教育を進めます。	指導室
交流を促進させる機会の充実	地域のイベントや集会など様々な機会を捉えて、地域の交流促進を支援していきます。また、地域の助け合いと公的なサービスの連携を図り支援の充実を図ります。特に福祉まつりは、多くの市民に参加してもらい、「福祉」を「地域」の中で身近なものにした銚子市が誇れる行事の一つとすることを目指します。	社会福祉室 社会福祉協議会
交流保育	児童発達支援センターを利用する児童と公立保育所の児童が交流し、相互に豊かな人間性・社会性を育てます。	障害支援室 子育て支援課

(5) 地域福祉活動の促進

現状と課題／施策の方向

ボランティア活動は、すべての人が地域で生活をしていく上で重要な役割を担っています。日常生活の中で生じる障害のある人の様々なニーズに対して、自助・共助・公助を柔軟に組み合わせながら、地域全体が連携して取り組むことが重要です。

ボランティア活動の促進やNPOの育成に努め、社会福祉への理解と参加を広げていくため、地域住民が様々なボランティア活動などに参加できる場や仕組みを地域の中に構築していきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進	市で策定する地域福祉計画及び市社会福祉協議会で策定する地域福祉活動計画に基づき、地域福祉活動に取り組みます。	社会福祉室 社会福祉協議会
地域福祉の担い手の発掘（人材の育成）	地域生活支援促進事業（障害支援ボランティアの育成）による実践を意識した福祉講座の実施や、ボランティアコーディネート機能の充実を図ることにより、ボランティアなどの実体験の機会をつくり、福祉の担い手を住民の中から発掘していきます。また、それらの実施する情報を積極的に情報発信（周知）します。	総務室 社会福祉室 障害支援室 社会福祉協議会
ボランティア活動の促進	地域住民、ボランティア団体、NPOなどの社会福祉活動に対して、活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得、活動拠点に関する支援を行っていきます。また、ボランティアと支援ニーズのある住民をつないでいきます。	総務室 社会福祉室 社会福祉協議会
制度ボランティア活動の充実	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、精神障害者相談員及び知的障害者相談員並びに母子・父子自立支援員の制度ボランティアなどへの研修の充実に努め、資質の向上と活動の強化を図ります。	社会福祉室 障害支援室 子育て支援課 社会福祉協議会

施策名	施策の内容	担当課室
地域による声かけ・見守り活動の推進	見守り活動で虐待や詐欺などの兆候を発見した際は、些細なことでも関係機関へ遅滞なく連絡するよう、町内会などと連携を図り、地域住民による声かけ・見守り活動を推進します。	総務室
民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員が行う、障害のある人への訪問などの活動を支援するため、民生委員・児童委員協議会に対する運営費補助を行います。	社会福祉室 社会福祉協議会

基本目標 2 地域での暮らしを支える生活支援の充実

(1) 相談支援体制の充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人もない人も、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき地域社会で生活を送るためには、障害のある人本人の自己決定を尊重する観点から、適切に相談支援が受けられるよう、障害種別や様々なニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施が必要です。

また、障害のある人やその家族によるピアサポート事業の促進など、多様な相談支援体制の充実が求められています。

アンケート調査では、障害のある人が安心して暮らしていくために必要だと思うこととして、「困った時に、いつでもなんでも相談できる身近な相談場所の整備」が上位に挙げられています。

障害のある人やその家族が地域で安心して生活ができるように、市の中核的な相談機関である銚子市障害者基幹相談支援センターを拠点として、より身近なところで総合的な相談支援が行える体制の強化と広域的な連携を図るとともに、地域自立支援協議会において、地域の実態や課題などの情報を共有しながら、銚子市地域の課題解決に向けて取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
障害者相談支援事業 〈基幹相談支援センターの運営〉	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者などの相談支援に関する業務を総合的・専門的に行うほか、権利擁護や虐待防止（虐待防止センター）のために必要な援助を行います。 また、障害福祉サービスの利用時に必要な、利用計画の作成等を支援します。	障害支援室
地域自立支援協議会の運営の推進	地域の障害福祉に関するネットワークの中核となる協議組織であり、相談支援事業者の運営評価、支援の難しい事例への対応に関する協議・調整、地域の社会資源の開発・改善などを行います。	障害支援室

施策名	施策の内容	担当課室
切れ目のない相談支援が行える体制の確立	障害のある人がライフステージに応じて切れ目なく相談支援を受けられるように、母子保健や介護保険分野などの関係部局の情報共有を図ります。 さらに、相談機能の一層の向上に向け、保健・医療、教育、福祉、労働などの関係機関、サービス提供事業者、NPO、民生委員・児童委員などと緊密な連携を図り、相談支援のネットワークの構築に努めます。	社会福祉室 障害支援室 子育て支援課 高齢者福祉課 保健事業室 観光商工課
民生委員・児童委員による相談体制の強化	在宅の障害のある人に対し、身近な相談窓口として、民生委員・児童委員と連携を図ります。 また、福祉サービスについて民生委員・児童委員に対し情報の提供を行っていきます。	社会福祉室 社会福祉協議会
地域のネットワークづくり	地区社会福祉協議会やボランティア連絡協議会などを拠点として、地域住民と行政とのつなぎ役となり、さらに、異分野の事業者などとの交流を深め、より充実した活動が可能となるネットワークを目指していきます。	社会福祉室 障害支援室 社会福祉協議会
生活困窮者の相談の実施	銚子市自立支援相談センター「ちょうしサポートセンター」において、生活困窮者の相談を実施していきます。	社会福祉室
共生社会に向けた連携促進 【新規】	複雑で困難な課題に対応するためには、子ども、高齢者、障害者などあらゆる相談に対応できる体制が必要であることから、国で示された「我が事」、「丸ごと」地域共生社会の実現に向け、「銚子市地域福祉計画」に基づき重層的な相談支援体制の充実を図ります。	社会福祉室 障害支援室 子育て支援課 高齢者福祉課 保健事業室 学校教育課
ピアサポート事業 【新規】	自らも精神障害者であるピアカウンセラーが、精神障害者からの相談に応じ、必要な支援助言を行います。 ピア・スタッフを中心としたグループ交流の実施や憩いの場を提供し、地域生活を支援するとともに、その自立と社会参加の推進及び活動の場の提供を図ります。	障害支援室

(2) 情報提供の充実

現状と課題／施策の方向

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律に基づき、障害のある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通を図る施策を充実させ、障害のある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進する必要があります。

アンケート調査では、障害や福祉サービスなどに関する情報の入手先として、「インターネット（SNSなど）」と回答している割合は全体で約3割を超える結果となっています。また、知的障害者は家族やサービス事業所などから、精神障害者、難病患者はかかりつけの医師などから、情報を入手する割合が高くなっています。

障害種別などにより、情報の入手先は異なる傾向もみられることから、様々な媒体を通じて、障害のある人が取得及び利用しやすくなるように、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、関係機関と連携して、障害のある人の地域生活が向上するように情報内容の充実を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
情報のバリアフリー	誰もがホームページで提供される情報を利用できるよう、情報のバリアフリー化を進めます。	秘書広報室
広報の充実・市の行事のお知らせ	視覚障害のある人に「点字版広報」や広報紙の音声データで情報を届けます。	秘書広報室
インターネットによる情報提供体制の検討	インターネットを通じて、福祉施策やボランティア活動・福祉施設の紹介など、情報提供の検討を進めます。また、マイナポータル、フェイスブックやLINEの活用についても検討を進め、申請書のホームページ上での提供を目指します。	障害支援室
点字図書等給付事業	文字による情報入手が困難な障害者などに対し、日常生活を営む上で必要な情報を提供するため、点訳その他障害者などにわかりやすい方法により作成した図書などを給付します。	障害支援室
「障害者福祉ガイドブック」の配布	障害のある人に対する援護の周知を図るために配布する、「障害者福祉ガイドブック」について内容の一層の充実を図ります。	障害支援室

施策名	施策の内容	担当課室
公共施設への案内板	不特定多数の方が利用する公共施設を改修する際には、イラストや点字による案内板などの設置を検討していきます。また、障害者に関するマークについても積極的に導入します。	障害支援室 都市整備室
市ホームページなどでの生涯学習情報の発信	市ホームページなどにより、障害のある人を含むすべての方にとってわかりやすい、生涯学習情報を発信します。	生涯学習室 市民センター
障害者創作活動に向けての情報提供	障害のある人を含むすべての方々の創作活動を支援するため、生涯学習アドバイザーの情報提供を行います。	生涯学習室
読書バリアフリーの推進	障害の有無にかかわらず読書の恩恵を受けられるよう、バリアフリー資料についての情報提供に努めます。	公正図書館
障害福祉地域資源マップの情報発信 【新規】	市ホームページに「障害福祉地域資源マップ」を掲載し、障害者サービス事業所の内容を情報発信します。	障害支援室

(3) 意思疎通支援の充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が円滑に情報を取得及び利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、コミュニケーション支援の充実を推進することが求められています。

意思疎通の支援は生活のあらゆる場面において欠かせないものであり、意思疎通を支援する手段は多種多様にわたることを踏まえ、障害のある人となない人とのコミュニケーションが広がるよう検討していくとともに、障害の特性に合わせた多様な意思疎通支援を推進していきます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
コミュニケーション支援事業	視覚・聴覚・言語などに障害があり、コミュニケーションに支障がある人やその家族に対して、手話通訳者や要約筆記者の派遣及び同行援護サービスの提供を行います。	障害支援室
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常生活を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得し手話通訳者をめざす人へのステップアップを支援するために手話奉仕員を養成します。	障害支援室
手話講習会の開催	行政の窓口に関わる職員や、聴覚に障害のある人とコミュニケーションをとりたい人、これから手話を学習したい人のために、手話講習会を実施しています。	障害支援室 社会福祉協議会
盲ろう者への支援 【新規】	千葉県盲ろう者支援センターと連携し、盲ろうの方への、意思疎通及び日常生活に必要な支援の充実を図ります。	障害支援室

(4) 障害福祉サービス等の充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、自立と社会参加を図っていくことが求められています。また、障害の多様化、重度化、高齢化などにより、求められる支援の質や内容も複雑化しており、一人ひとりのニーズに的確に対応するためには、サービスの充実と質の向上が求められています。

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスをはじめ、障害のある人の地域生活を支援する各種サービスの提供基盤の整備及びサービスの質の向上を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
障害福祉サービス等の充実	障害福祉サービス等の提供により、障害のある人の地域生活を支援します。 サービスの提供にあたっては、日中活動の場の充実や事業者との連携強化を図るなど、充実したサービスの提供に努めます。 また、一人暮らしへの移行を希望する知的障害又は精神障害のある人などに対する自立生活支援や、重度障害のある人又は医療的ケアが必要な人に対する支援の充実に努めます。	障害支援室
地域生活支援事業の充実	障害者総合支援法では、市町村が地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じて柔軟に実施する事業として、地域生活支援事業を位置づけています。地域で生活する障害のある人の自立した日常生活や社会生活の充実を図るための事業を実施していきます。	障害支援室
障害児の相談支援体制の充実・通所サービスの利用促進	障害児相談支援事業所との連携強化による障害児通所支援の利用促進を図り、障害児に配慮した支援を進めます。	障害支援室

施策名	施策の内容	担当課室
まるっとシステム （地域生活支援拠点等事業） 【新規】	障害者の高齢化・重度化・「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援します。 地域生活支援拠点等事業の5つの柱である、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を充実させ、特に「緊急時の受け入れ・対応」として、緊急時の相談を受けるコーディネーターを配置し、緊急性のある相談について 24 時間 365 日相談を受け付けます。	障害支援室

(5) 生活を支えるサービスの充実

現状と課題／施策の方向

障害のある人が安定した生活を送るためには、経済的支援の充実が求められており、各種制度の周知と利用促進を図ることが必要です。

アンケート調査では、障害のある人が安心して暮らしていくために必要だと思うこととして、「手当・年金などの経済的な支援の充実」が4割を超える結果となっています。また、介護（介助）者の約半数は仕事をしている状況であり、日頃より「自分が介助できなくなった場合のことが不安」、「精神的負担が大きい」、「自分自身の健康に不安がある」と感じている方が多い結果となっています。

在宅で障害のある人を介助する家族の急用や急病など、緊急時における短期入所（ショートステイ）など、レスパイトケアに取り組む必要があります。また、近年顕在化してきたヤングケアラーに対する支援が求められています。

障害のある人の生活を支えるため、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるよう周知を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
共同生活援助（グループホーム）の充実	障害者支援施設の入所者の地域生活移行の支援や地域で生活する障害のある人の支援を推進し、障害のある人の地域における居住の場の一つとして、グループホームの整備を促進します。	障害支援室
共同生活援助（グループホーム）の家賃補助	障害のある人の居住の場としての日常生活を支援するために、グループホームの家賃の一部を補助します。	障害支援室
訪問介護等利用者負担額助成	指定障害福祉サービス（身体介護、家事援助に限る）を利用していた障害者が、65歳に達し居宅要介護被保険者となった（65歳1年前から利用していたものに限る）又は、40歳以上65歳未満で居宅要介護被保険者となったときに、訪問介護等の利用者負担額を助成します。	高齢者福祉課

施策名	施策の内容	担当課室
緊急通報システム事業	ひとり暮らしの重度障害のある人の生活の安全を確保するため、緊急通報システムの充実を図ります。 また、障害のある人への必要な支援が提供できるようファクシミリや電子メールなど情報通信の多様化に対応した緊急通報手段の充実を図ります。	障害支援室 高齢者福祉課 消防本部
手帳制度の普及と推進	障害に対する様々なサービスの提供を受けられるよう、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の制度の普及と障害福祉サービス等の情報提供に努めます。	障害支援室
年金等制度の普及と推進	障害者及び障害者のいる家計の安定を図るため、各種年金制度の周知を図り、経済的な支援をします。	市民課 障害支援室
障害者福祉ガイドブックの作成	障害者の日常生活や社会参加を支援するため、障害者福祉に関する制度や福祉サービスを掲載した「障害者福祉ガイドブック」による情報発信を行います。	障害支援室
各種手当の支給	「特別障害者手当」「障害児福祉手当」「特別児童扶養手当」「ねたきり身体障害者福祉手当及び重度知的障害者福祉手当」などの各種手当制度の周知を図り、経済的な支援をします。	障害支援室
高額障害福祉サービス 【新規】	65 歳になるまでに5年以上特定の障害福祉サービスを利用していた方で、一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した障害福祉サービスに相当（類似）する介護保険サービス利用者負担額を助成します。	障害支援室 高齢者福祉課
Net 119 緊急通報システムの促進 【新規】	音声による119番通報が困難な聴覚又は、音声・言語機能障害者が円滑に消防への通報が行えるようにするシステムの周知を図ります。	障害支援室 消防本部

(6) 福祉人材の養成・確保

現状と課題／施策の方向

人口減少や少子高齢化など社会環境が大きく変化する中で、利用ニーズに応じた障害福祉サービスの提供が求められています。一方で、障害福祉サービスを提供する職員の平均賃金の水準は、全産業の平均賃金と比較して低い傾向にあり、また、職員の勤続年数が短いなどの状況となっています。

国では、障害者総合支援法に規定される障害福祉サービスについて、「福祉・介護職員処遇改善加算」など、介護・障害福祉従事者の処遇改善を進めてきました。

必要な障害福祉サービスを将来にわたって安定的に提供できるよう、教育機関や民間事業者、関係機関などと連携し、障害福祉分野に関わる人材の確保を支援するとともに、他職種などとの連携を強化し、必要な人材の育成を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
福祉サービス従事者に対するスキルアップ研修	福祉サービス従事者や相談支援専門員を対象とした「勉強会」を開催し、資質の向上に努めます。	障害支援室
障害福祉研修会の開催	市の職員を対象に障害のある人への福祉について理解を深める研修会を開催し、行政窓口のサービスの向上に努めます。	障害支援室
職員対応要領の周知	市の職員を対象に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する銚子市職員対応要領」などの周知啓発に努めます。	障害支援室

基本目標3 保健・医療の充実

(1) 医療・リハビリテーションの充実

現状と課題／施策の方向

健康を維持・増進し、地域で安心して生活するためには、生涯にわたる健康づくり施策が重要であり、疾病や二次障害の予防への対応など、乳幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じた、きめ細かな保健・医療サービスの充実に努める必要があります。

本市では生活習慣病予防や健康管理を目的として、銚子市保健福祉センターにおいて各種健診事業を実施するとともに、身近な地域で生活習慣病などについて、気軽に相談し栄養指導や運動指導が受けられるよう、健康教育や健康相談を実施しています。

また、障害のある人の多様なニーズに応えられるよう、行政機関と医療機関・福祉施設が連携を図り、保健・医療・福祉・リハビリテーションなどの相談体制、医療費の負担軽減に努めてきました。

今後も継続して、医師・保健師・社会福祉士などによる相談体制を障害の特性などに配慮し充実させるとともに、関係機関との連携のもとに、より体系的な保健医療体制を整備し、運動や食事の指導、精神保健に対する啓発などにより、より多くの人々が自らの健康を維持・増進できるよう努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
医療機関との連携強化	障害特性を理解し、障害のある人に適切な支援を行うため、市内診療所との連携の強化を図ります。	障害支援室
口腔衛生指導	乳幼児健康診査や歯科健康教育、歯科相談などの機会を通して、歯や口腔の健康づくりのための取組を継続していきます。 また、歯科医師会と連携を図り、定期的な歯科健診などの重要性について啓発をしていきます。	保健事業室
訪問指導	各種健康診査、窓口、電話相談や医療機関からの訪問依頼により、訪問支援が必要な事例については、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士による訪問、相談を随時実施していきます。	保健事業室

施策名	施策の内容	担当課室
心身障害者（児）医療費助成事業	身体障害者手帳２級以上を持っている方などに医療保険適用分の医療費の一部負担金を助成し、経済的な支援を行います。	障害支援室
自立支援医療	障害のある人などが、心身の障害の状況の軽減を図り、自立した日常生活や社会生活を営むために必要な医療について、医療費の支給を行う事業です。身体障害者を対象とする更生医療、身体障害児を対象とする育成医療、精神障害者を対象とする精神通院に関する医療費の一部負担金を助成し、経済的な支援を行います。	障害支援室

(2) 精神保健福祉施策の充実

現状と課題／施策の方向

ストレス社会の現代において、年代にかかわらず、自らの心を健やかに保つことは重要な課題です。心の健康づくりと精神疾患の予防について、心の問題に関する相談対応のほか、健康教育の充実が求められています。

これまで、精神障害者が安心して生活が送れるよう、精神保健・福祉サービスを主体的に選択・利用できる体制整備に努めてきました。また、市民に対して精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めるとともに、心に悩みを持つ人が気軽に相談できるよう、「こころの健康相談」の充実を図ってきました。

今後も継続して、精神障害者とその家族が安心して社会生活を送れるよう、関係機関などとの連携強化を図り、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進するとともに、精神疾患に対する市民への理解促進に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
精神疾患・精神障害に対する理解促進	精神障害者の円滑な地域での社会生活のため、市民の精神疾患・精神障害者に対する正しい理解を促進し、精神障害者が安心して過ごせる地域社会の環境整備を目指します。	障害支援室 保健事業室
地域生活移行者への支援（社会復帰の推進）	障害者支援施設等の入所者や、精神科病院に入院している精神障害者で、これから地域生活へ移行しようとする方に、訪問相談、同行支援、障害福祉サービスの体験利用、一人暮らしに向けた関係機関との連絡調整などを行う、地域相談支援の充実に努めます。 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療制度の周知を図るため、各種制度、サービスに関するガイドブックを窓口で配付します。	障害支援室
こころの健康づくりの推進	心の健康に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。	保健事業室

施策名	施策の内容	担当課室
こころの健康相談	友人関係や職場での人間関係、病気や薬の悩み、思春期（心とからだの悩み）、青年期（ひきこもり、就職の悩み）、アルコール問題など、本人やその家族を対象に「こころの健康相談」を実施します。 また、継続的な支援が必要な事例について関係機関との連携を図ります。	保健事業室
自殺の防止及び親族などのケアに関する知識の普及	銚子市自殺対策計画に基づき、自殺の防止についての普及啓発を図ります。 相談窓口を充実し、各相談窓口で把握された、うつやこころの不調のある市民の継続的な支援や相談を関係機関と連携し実施します。 また、自殺対策に係るゲートキーパー養成講座を開催し、自殺防止に対する正しい知識を有する支援者の養成に努めるとともに、関係機関との連携による包括的な支援に努めます。	保健事業室
精神障害者ピアサポート事業の支援 【新規】	精神障害を持つ人に対し、同じ病気を体験した人を中心に、学習会やリフレッシュのためのピアサークル事業を支援します。 また、障害のある人同士が支え合う「ピアカウンセラー」の積極的な活用にも努めます。	障害支援室

(3) 様々な障害特性への支援

現状と課題／施策の方向

障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく生活できるよう、医療・福祉・介護・住居・社会参加・地域の助け合いなどが包括的に確保されることが求められています。

発達障害について、理解を深める啓発活動に努めるとともに、発達障害の特性に合わせた療育を提供できるように、児童発達支援センターと連携を図り、ペアレントトレーニングなどを通じて、障害のある児童の保護者に対する支援の充実を図ってきました。児童発達支援センターは、地域における中核的な支援施設であることから、引き続き、支援の充実を図るため、連携を強化します。

また、障害福祉サービス等を利用する難病や高次脳機能障害などのある方の生活を支援するため、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
地域包括ケアシステムの構築	精神障害（発達障害、高次脳機能障害を含む。）のある人にも対応した支援を行うため、保健、医療・福祉をはじめ関係機関・団体などとの連携を強化し、支援の充実に努め、協議の場を設置します。	障害支援室
発達障害の支援体制の整備	発達障害のある人（児）や家族に対する支援の窓口の設置や関係機関と連携体制のための協議の場の設置に向けた検討を行います。	障害支援室 児童発達支援センターわかば
発達障害者の早期発見、相談支援の啓発 【新規】	発達障害者への支援は、市、市基幹相談支援センター、子育て世代包括支援センター「すくサポ」、児童相談所、千葉県発達障害者支援センターCAS、教育、医療機関などの関係機関の連携のもとに発達障害の早期発見に努めるとともに、発達障害の理解を深めるための情報提供を行います。 また、市の乳幼児健診や保育園・幼稚園、学校などで支援の必要性を把握したときは、相談支援を始め各種サービスにつなげます。	障害支援室 子育て支援課 保健事業室 学校教育課

基本目標 4 障害のある児童への支援の充実

(1) 切れ目のない支援体制の充実

現状と課題／施策の方向

障害児支援にあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、健やかな育成を支援することが必要です。障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、障害児一人ひとりに合った切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ることが求められています。

また、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援するとともに、適切な時期に適切な療育を行うことにより、障害の程度を軽減し、いわゆる「二次障害」の発生を防ぐことができるよう、障害の早期発見・早期療育体制の整備・充実が求められています。

さらに、障害の有無にかかわらず、共生社会の実現に向けて、すべての児童が地域社会へ参加・包容するインクルージョンの推進が求められています。

今後も、乳幼児期における障害の早期発見・早期療育のため、関係機関などの連携を強化し支援体制の充実を図るとともに、障害のある乳幼児やその家族のニーズにあった各種サービスの実施体制を強化します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の整備	障害福祉・医療・保健・保育・教育などの関係機関の連携を図り、地域社会での支援体制を図ります。	障害支援室 子育て支援課 指導室
障害児の保育・教育の推進	専門的療育の支援が必要な児童に対しては、早期の療育が受けられるよう保育所・幼稚園・学校・児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所などの関係機関との連携を図っていきます。 また、公立保育所において障害のある子どもの保育事業を円滑に実施することができるよう保育士を配置していきます。	障害支援室 子育て支援課 保健事業室

施策名	施策の内容	担当課室
障害児療育支援環境の充実	在宅の障害児が、日常生活の基本的な動作訓練や集団生活への適応訓練、家庭における療育技術の指導が受けられるように、児童発達支援事業・放課後等デイサービスの充実を図ります。	障害支援室
療育相談支援事業	香取海匠地域療育システム相談支援事業を専門性の高い民間事業所者に委託し、困難ケースに対してはより専門的な支援・助言に基づいて近隣市と広域連携を行って支援します。	障害支援室
外来療育支援事業 (びよびよ教室)	保育士が児童の発達段階に合わせて個別又は集団で様々な教材や運動遊具を使い療育支援を行います。 個別指導や集団活動で児童の持っている力を高め、豊かにし児童の発達を支援します。	児童発達支援センターわかば
利用者支援事業(子育てコンシェルジュ)の実施を通じた子育て支援と障害児施策の連携体制の整備	子育て世代包括支援センター「すくサポ」(健康づくり課、保健福祉センター内)において、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援ができるように努めていきます。	保健事業室
親子遊び教室	多動、言葉の遅れ、保育面などに支援が必要な親子を対象に、子どもへの関わり方や言葉の育て方などを親子遊びやグループワークなどを通して学ぶための教室です。心理相談などの専門職員の配置や関係機関と連携をとり充実を図ります。	保健事業室
ことばの相談	発音や吃音などことばに関する相談を専門的な視点で個別に対応します。	保健事業室 小児言語指導センター
乳幼児健康診査	乳幼児の成長段階に応じて健康診査を実施し、心身障害の早期発見を図り、適切な指導及び措置を行います。 ・3か月児健康診査(4か月時) ・9か月児健康診査(10か月時) ・1歳6か月児健康診査(1歳7か月時) ・3歳児健康診査(3歳6か月時)	保健事業室
乳幼児健康相談	保健・栄養・歯科に関する個別相談の場として、心身障害の早期発見と保育者の不安解消に努めます。	保健事業室

施策名	施策の内容	担当課室
保護者への育児指導	発育発達、保育支援、離乳食の進め方について、保健師や管理栄養士が専門的に助言支援していきます。	保健事業室
窓口相談業務との連携づくり	妊娠届時、個別面接など各種保健事業において把握された要支援事例について、児童相談所・子育て支援課など必要な関係機関との連携を図ります。	子育て支援課 保健事業室 児童相談所
保育機関との連携	未就学児関係機関（保育所・幼稚園など）と母子保健部局の連携を強化し、必要に応じて情報共有や事例検討会など、研修の場を通し学習の場を確保していきます。	子育て支援課 保健事業室

(2) 教育の充実

現状と課題／施策の方向

障害の有無に関わらず児童生徒がともに学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムは、障害のある児童に必要な「合理的配慮」が提供されることなどが必要とされています。インクルーシブ教育システムの理念を踏まえ、自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるよう、一人ひとりの「生きる力」を培う教育の充実を図る必要があります。

人々が互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、障害のある児童生徒に関わるすべての人が、その多様な特性について理解を深めるとともに、教職員への研修や適切な教育相談体制の充実など、障害理解の啓発と十分な支援体制の充実に努めます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
特別支援教育の充実	巡回相談を行い、学校の実態に応じた支援体制をより充実させていきます。 校内教育支援委員会で話し合われた支援を必要とする児童生徒について、学校全体で共通理解し、よりよい支援体制を作るよう指導していきます。 保護者からの合理的配慮の申出については、十分な話し合いを行い、適切な支援を行います。 障害のある児童生徒が、通常の学校・学級との交流及び共同学習が充実するよう推進していきます。	指導室

施策名	施策の内容	担当課室
教育相談、就学指導における支援の充実	〈教育相談〉 各学校、関係機関が連携し、相談機関についての情報提供を行うなど、保護者が相談しやすい環境を整えます。 保護者の意向を聴取し、児童生徒の実態把握を行い、適正な支援体制を整えます。 〈就学指導〉 市内幼稚園、保育園、保育所などを通して保護者に就学相談パンフレットを配付し、早期から相談が行えるようにします。 関係機関との連携を深め、教育的ニーズに応じた適正な就学を推進します。 特別支援学校入学や特別支援学級入級については、児童生徒の実態を把握し、保護者との面談、学校見学、体験入学などを通して、保護者の意向の聴取を行い、適正な就学を進めていきます。	指導室
教育支援委員会の充実	就学時健康診断で行われる検査や各学校で行われる校内委員会の結果を基に、より詳しい検査を実施し、医学や心理学など専門的知識のある方の意見を聴き、適正な就学先について協議します。	指導室
就学に関する情報提供の充実	各学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会での話し合いや、保護者との面談を十分に行い、適切な情報提供に努めます。	指導室
関係機関との連携	子育て・障害関連機関との連携を図り、情報収集を行うなど適正な就学指導ができるよう努めます。	指導室
特別支援教育関係職員の研修	各種研修を通じて、特別支援教育の内容の充実に努めるとともに職員の資質の向上を図ります。	指導室

基本目標5 雇用・就労の支援と社会参加の促進

(1) 雇用・就労の充実

現状と課題／施策の方向

社会的・経済的に自立するために、就労は大きな意味をもっています。

障害のある人の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障害のある人の雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。また、障害のある人を受け入れる事業所や能力に合った職種が少ないとされていることから、能力に応じて就労が可能となるよう、東総就業センターなどの関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進することも重要です。

アンケート調査では、就労支援として必要だと思ふこととして、「職場の障害者理解」、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が上位に挙げられています。

これらの現状を踏まえて、企業に対して障害者雇用についての情報提供や理解促進を図るなど、雇用の場の拡充に向けた取組を推進し、障害のある人の就労機会の拡大を図るとともに、東総就業センターなどの関係機関との連携を強化し相談窓口や就労後の職場定着の支援を充実します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
職場体験学習	銚子市地域自立支援協議会と東総就業センターが協力・連携して職場体験実習を行い、障害のある人の一般就労の支援を推進します。	障害支援室 東総就業センター
地域意見交換会	東総就業センターと連携しながら、障害のある人の雇用と就業に関する意見交換会を開催し、障害のある人の一般就労に向けた企業・福祉・教育のネットワーク化を推進します。	障害支援室 東総就業センター
障害者優先調達推進法に基づく物品等調達の取組	障害者優先調達推進法に基づき、障害福祉サービス事業所などの提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。 本市では精神保健大会の副賞として物品調達しています。	障害支援室

施策名	施策の内容	担当課室
特別支援学校との連携	障害のある子どもが卒業後も地域で生活できるよう、市職員が進路相談会に参加し、連携を図り、居住先や就労などの相談支援を行います。	障害支援室
公共職業能力開発施設などにおける障害者職業訓練の推進	障害者が就労に関する技能・知識を習得するため、千葉県や高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置する公共職業能力開発施設による、障害者の職業訓練の活用を推進します。	障害支援室
障害者雇用率制度の周知と障害者雇用の促進	障害者の雇用機会の拡大による職業的自立を図るためハローワークと連携し、事業主に対し障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度に基づく助成など、障害者の雇用を促進する各種制度の周知を図るとともに、障害の特性に応じた支援を通じて障害者の雇用を促進します。 また、市の職員採用については、障害者採用枠を設定することで、法定雇用率を遵守します。	人事室 障害支援室
福祉的就労の場の整備 【新規】	一般企業などでの就労が困難な障害のある人に対して、支援を受けながら働く場所を提供し、必要となる知識や能力を向上させるための訓練を行います。就労移行支援事業や就労継続支援事業で、就労の機会や生産活動の機会を提供します。また、事業所と連携を図りながら支援していきます。 公共職業安定所と連携を図りながら、障害のある人のニーズに応じた適正な職業に就けるよう相談支援を推進します。	障害支援室

(2) 文化・スポーツ・レクリエーション活動の促進

現状と課題／施策の方向

スポーツや文化活動などの社会参加は生活を豊かにするものであり、積極的に促進していく必要があります。こうした活動を広げるには、障害のある人自身が参加への意欲を持つとともに、参加しやすい環境づくりを進めることが大切です。

障害のある人とない人が共に活動することを通じてお互いの理解が深められるよう、スポーツや文化活動などの支援を行います。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
福祉タクシー	身体障害者手帳1～2級を持っている障害のある人などが通院などの外出の際にタクシーを利用する場合の費用を助成します。	障害支援室
福祉車両貸出事業	障害者や高齢者が積極的に外出できるよう、車いすなどに乗ったまま乗り降りできるリフト付きワゴン車（福祉カー）を貸し出しします。	障害支援室
自動車改造費用の助成	一定の障害のある18歳以上の方が所有し就労などに使用する自動車を、自ら運転するために必要な特別の構造や装置を備える改造を行うために必要な費用の一部を助成します。	障害支援室
社会福祉活動用機器の貸出	本市に活動拠点がある障害者団体、社会福祉活動団体及びPTAなどそのほか教育関係団体などに、障害者の社会参加、地域住民の社会福祉活動の増進のため社会福祉活動用機器を貸し出しします。	障害支援室
各種講座の充実	障害のある人を含むすべての方々が参加できる、各種講座、事業の開催に努めます。	生涯学習室
参加機会の確保	イベントや文化芸術活動について、障害のある人を含む一般市民を参加対象とするほか、広くニーズ把握に努めることで、参加機会を確保していきます。	生涯学習室
スポーツ・レクリエーション施設の充実	障害のある人もない人も共にスポーツやイベント及びレクリエーションに参加し、楽しむことができる環境づくりを推進します。	スポーツ振興室 体育館

施策名	施策の内容	担当課室
障害者スポーツの振興、団体の育成	海匠地区障害者スポーツ大会など障害者団体が主催するイベントやスポーツ大会を支援します。	障害支援室 スポーツ振興室
図書館サービスの充実	障害の有無にかかわらず読書の恩恵を受けられるように、大活字本、布の絵本、視聴覚資料などの提供に努めます。また、読み上げや文字拡大、色反転機能があり、在宅でも利用できる電子書籍の活用を推進します。	公正図書館

基本目標 6 安全・安心な暮らしの確保

(1) バリアフリーの推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人や高齢者をはじめとするすべての人々が尊重され、生きがいを持って地域社会で生活するためには、あらゆる分野の活動に参加できる、快適で暮らしやすい生活環境のまちづくりが求められています。バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進は障害のある人の社会参加にもつながることから、今後も継続的に環境整備に取り組んでいく必要があります。

また、住まいは生活の基本であり、障害の特性や程度などに左右されることなく、誰もが可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるような環境が必要です。

すべての市民が快適で安心して日常生活が営める環境を整備するため、道路や公共施設などにおけるバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進します。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
公園の整備	公園内の施設改修などを行う際には、バリアフリー化を推進し、障害のある人もない人もすべての利用者が利用できるインクルーシブの考え方に沿った公園整備を進めます。	都市整備室
道路の安全対策	道路・歩道・外灯などの整備・改良工事や交通安全施設の設置、路面の舗装修繕など行う時は、障害のある人にとって安全で通行しやすい道路環境の整備に努めます。	土木室
教育施設環境の整備	障害のある人も学びやすい教育環境の整備を推進し、教育施設の新築の際には、バリアフリー化を実施します。	教育総務室

(2) 防災・防犯対策の推進

現状と課題／施策の方向

障害のある人が安心して地域で生活していくためには、防災や防犯の対策も積極的に展開していく必要があります。

アンケート調査では、災害時の困りごととして、「安全なところまで、すぐに避難することができない」、「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」、「周囲とコミュニケーションがとれない」が上位に挙げられています。

障害のある人の意見も踏まえながら、災害時の避難支援を円滑に行うための防災訓練・避難訓練の実施と避難所における合理的配慮の提供を図りながら、災害対策を強化していきます。また、障害のある人が犯罪被害に遭わないよう、警察をはじめとする関係機関と連携しながら注意喚起を行い、防犯対策に取り組みます。

施策の展開

施策名	施策の内容	担当課室
広報啓発活動の実施	市ホームページや広報ちょうし、防災に関するパンフレット、防災ハザードマップやWEB版防災ハザードマップなどを活用し、防災情報の周知・啓発を図ります。 また、防災パネル展などの防災啓発事業を実施し、防災意識の向上を図ります。	危機管理室
防災訓練への障害者の参加促進	防災訓練の重要性を周知・啓発するとともに、地域や施設で行われる防災訓練への参加を促進します。 また、ハザードエリアに位置する要配慮者利用施設については、避難確保計画の作成、避難体制の整備、避難訓練の実施を促進します。	危機管理室 障害支援室 高齢者福祉課
情報伝達体制の確立	防災行政無線、防災ラジオ、防災メール、公式LINEなど、情報伝達手段の多重化を推進するとともに、それぞれの情報伝達手段の活用を促進します。	危機管理室

施策名	施策の内容	担当課室
避難行動要支援者名簿 (希望者リスト)の作成 と情報提供	災害時に自ら非難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿登録について、広報ちょうし、市ホームページ、公式 LINE などを活用するほか、相談支援専門員等と連携し、登録の促進を図ります。 登録された名簿の内容について、災害発生時から活用できるよう事前に本人に同意を得たうえで警察署及び消防署などに名簿の提供を行います。	危機管理室 障害支援室 高齢者福祉課
防災教室などの開催	防災教室や市民ふれあい講座など、様々な機会を活用し、防災についての学習の場を広く提供します。	危機管理室
自主防災活動の促進	地域の防災リーダーとして活躍が期待される防災士の資格取得を支援するとともに、資質の向上を図るためのフォローアップ講座の開催や防災士間で情報共有を行えるような組織づくりの促進を図ります。 また、「共助」の要となる自主防災組織については、自主防災組織活動事業費補助制度により、その設立を促進し、地域防災力の向上を図ります。	危機管理室
地域住民による声かけ・ 見守り運動の推進	防犯指導員や自主防犯組織が実施する地域の防犯パトロール活動、声かけ・見守り運動を推進します。	危機管理室
正しい障害理解による 対応の促進	災害時などにおける避難所では、障害特性に配慮した整備を推進するとともに、障害者と介護者が安心して避難できるよう、福祉避難所の確保に努めます。	危機管理室 障害支援室
障害特性に配慮した相談体制	消費生活相談員に対して、障害者の障害特性の理解促進と啓発を行います。	障害支援室
民間事業者との見守り 協定の締結	民間事業者などとの連携を強化し、地域における見守り体制の充実を図ります。 ・令和5年8月現在 協定締結 12 事業所	障害支援室 子育て支援課 高齢者福祉課 保健事業室
家具転倒防止器具設置 助成	高齢者・障害者のみの世帯で、非課税世帯を対象に居宅での安全を図るため、家具転倒防止器具費用と取り付け費用を助成します。	障害支援室 高齢者福祉課

施策名	施策の内容	担当課室
避難行動要支援者の個別避難計画の作成 【新規】	避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ケアマネジャーや民生委員、町内会、自主防災組織など避難支援関係者と連携し、個別避難計画の作成に取り組みます。 令和5年度より、居宅介護支援事業者及び相談支援専門事業所と計画作成の委託契約を結びます。また、避難行動要支援者やその家族による個別避難計画の作成について支援します。	危機管理室 障害支援室 高齢者福祉課

第 4 章

障害福祉計画・障害児福祉計画

1 障害福祉計画・障害児福祉計画の成果目標

(1) 施設入所から地域生活への移行

国の基本指針では、地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業などを利用し、令和8年度末までに地域生活（グループホーム、一般住宅など）に移行する者の数値目標を設定することとされています。

<国の基本指針>

- ・令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- ・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上の削減を基本とする。

項 目	令和4年度【実績値】
施設入所者数	75人

項 目	令和8年度【目標値】
地域生活移行者数	5人
施設入所者削減者数	4人

<銚子市の取組>

- ・目標の達成に向けて、施設入所者に対する定期的な障害支援区分の認定調査の際に、施設入所者の地域生活への移行の可能性について本人の意向を踏まえて施設などと協議を行います。また、施設入所者の地域移行を進めるため、グループホームなどの居所確保と実情把握に努め、相談支援事業所や各種サービス提供事業所などと連携を図りながら、支援体制の整備を推進します。障害福祉サービス等の社会資源の一層の充実を図り、地域移行後の生活支援に努めます。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があり、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、差別や偏見のない、ともに暮らせる社会の実現に向けた取組の推進が必要となります。

＜国の基本指針＞

- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域における精神保健医療福祉体制の基盤を整備する。

項 目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	2回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	0人	10人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	0回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	0人	1人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	0人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	30人	35人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	0人	1人

＜銚子市の取組＞

- ・現在、千葉県が実施している地域包括ケアシステムの実務者会議などに、市担当者及び市内サービス事業者等が参画しています。今後は、市単独での地域包括ケアシステムの構築を推進するため、市民への普及啓発を通じ、精神障害に対する差別や偏見のない地域づくりを推進します。

（３）地域生活支援の充実

サービス提供体制整備の一環として、地域生活への移行、相談、グループホームなどの体験機会の提供、緊急時の受入対応体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点等を、各市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域（以下「圏域」という。）において、少なくとも一つは整備を進めることが国の指針により求められています。この体制整備に関しては、地域の実情に応じ、複数の機関が分担して機能を担う体制も可能とされています。

＜国の基本指針＞

- 令和８年度末までに各市町村又は各圏域に１つ以上の地域生活支援拠点等を確保し、機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めるとともに、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和８年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

項 目	令和５年度 【実績見込み】	令和８年度 【目標値】
地域生活支援拠点等 （面的整備に対する登録事業所数）	面的整備 （１４事業所）	面的整備 （１７事業所）
地域生活支援拠点等コーディネーターの配置	有（１名）	有（１名）
機能充実に向けた運用状況の検証及び検討の実施回数	０回	２回
強度行動障害を有する人の支援ニーズの把握 及び支援体制の整備		実施

＜銚子市の取組＞

- 地域生活支援拠点等の整備については、令和２年度から面的整備により、必要な５つの機能のうち、２４時間３６５日対応する緊急時の相談体制とグループホームなどの体験機会の提供の２つを整備しています。令和３年度からはコーディネーター１名を配置し、地域生活支援拠点等の機能充実を図るため、「相談」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を整備しています。今後、年２回以上は、運用状況などを検証していきます。

また、強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実を図るため、支援ニーズなどを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めていきます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行について、国の基本指針に基づき、数値目標を設定しました。

＜国の基本指針＞

- ・令和8年度中に福祉施設から一般就労へ移行した者が、令和3年度実績の1.28倍以上になることを基本とする。（就労移行支援事業：1.31倍以上／就労継続支援A型：1.29倍以上／就労継続支援B型：1.28倍以上）
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上になることを基本とする。
- ・令和8年度中に就労定着支援事業を利用する者が、令和3年度実績の1.41倍以上になることを基本とする。
- ・令和8年度において就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上になることを基本とする。

項 目	令和3年度 【実績値】	令和8年度 【目標値】
福祉施設利用者の一般就労移行者数	4人	9人
うち、就労移行支援事業からの一般就労	3人	5人
うち、就労継続支援A型からの一般就労	0人	2人
うち、就労継続支援B型からの一般就労	1人	2人
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする		5割以上
就労定着支援事業の利用者数	10人	15人
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする		2割5分以上

＜銚子市の取組＞

- ・就労の場の掘り起こしや就労支援事業所などの関係機関のネットワークを充実強化することにより、就労移行支援事業などを推進し、障害者の福祉施設、就労支援事業、就労継続支援A型、及び就労継続支援B型の利用者の一般就労への移行を促進します。また、一般就労へ移行した後の支援として、就労定着支援事業の利用促進を図り、安定した就労を推進します。

（５）障害児支援の提供体制の整備等

障害児のライフステージに沿って地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制整備が重要となります。

①児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

<国の基本指針>

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援等を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制を構築することを基本とする。

項 目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
児童発達支援センター	1 か所	1 か所
保育所等訪問支援提供事業所	2 か所	2 か所

<銚子市の取組>

- ・児童発達支援センターが1か所設置されており、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、保育所等訪問支援を実施しています。今後、児童発達支援センターは、地域における中核的な支援施設となることから、機能の強化を図っていきます。

②重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

＜国の基本指針＞

- 令和8年度末までに、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。

項 目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
児童発達支援提供事業所	0 か所	2 か所
放課後等デイサービス提供事業所	1 か所	2 か所

＜銚子市の取組＞

- 本市には、児童発達支援事業所が1か所、放課後等デイサービス事業所が1か所あることから、これらの事業所との連携を図りながら支援体制の確保に努めます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

＜国の基本指針＞

- 令和8年度末までに、医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、各都道府県、各圏域、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

項 目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未設置	設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置人数	0 人	1 人

＜銚子市の取組＞

- 医療的ケア児の協議の場として銚子市地域自立支援協議会において、専門部会などの設置を検討します。また、医療的ケア児などに関するコーディネーターの配置は、県の養成研修などを活用し、コーディネーターの確保に努めます。

(6) 発達障害者等に対する支援

発達障害者等の早期発見・早期支援には、発達障害者等及びその家族などへの支援が重要であることから、保護者などが子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等に対する支援体制を確保することが重要となります。

①ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）

<国の基本指針>

- ・ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）及び実施者数（支援者）を見込むこと。

項 目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの受講者数 【保護者】	0人	3人
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数 【支援者】	0人	3人
ペアレントメンターの人数	0人	1人

<銚子市の取組>

- ・千葉県発達障害者支援センターCAS と連携し、事業の実施を検討していきます。

(7) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化の取組の中核となる基幹相談支援センターの設置が進む中、計画相談支援の対象者を、原則障害福祉サービスを対象とするすべての利用者へ拡大したことに伴い、事業所数及び従事者数は増加しているものの、事業所あたりの相談支援専門員の数が少ないなど、運営体制が脆弱な事業所もあることから、これらの事業所を援助し相談支援体制のさらなる充実に向けた取組が求められています。

<国の基本指針>

- ・令和8年度末までに、各市町村において、基幹相談支援センターを設置するとともに、相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。

項 目	令和5年度 【実績見込み】	令和8年度 【目標値】
基幹相談支援センターの設置	1 か所	1 か所
相談支援事業者に対する訪問などによる専門的な指導・助言	88 件	100 件
相談支援事業者の人材育成の支援	2 件	3 件
相談機関との連携強化の取組の実施回数	11 回	11 回
事例検討の実施回数（頻度）	0 回	4 回
事例検討の参加事業者（機関）数	0 事業所	20 事業所
協議会の専門部会の設置数	4 か所	4 か所
専門部会の実施回数（頻度）	0 回	4 回

<銚子市の取組>

- ・障害者などの身近なところで適切なアドバイスができる相談支援体制の充実は不可欠であることから、基幹相談支援センターを中心に、様々な困難ケースや問題に対して情報共有や共通の認識を図ります。また、基幹相談支援センターの研修などを通じて、更なるスキルアップの向上に努めるとともに、指定特定相談事業所の設置促進及び相談支援専門員の資格取得研修について、県の研修機関と連携し、拡充に努めます。

（８）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、改めて障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要となります。

＜国の基本指針＞

- ・令和８年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項 目	令和５年度 【実績見込み】	令和８年度 【目標値】
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加	０人	３人
障害者自立支援審査支払等システム等を活用し、事業所や関係自治体などと共有する体制の有無及び実施回数	無（０回）	有（１回）

＜銚子市の取組＞

- ・基幹相談支援センターと障害福祉サービス事業者間での情報交換を行い、サービスの質の向上に努めます。また、基幹相談支援センターが実施する情報共有及び資質向上のための研修会や、県などで実施している各種研修会への積極的な参加を呼びかけます。

2 障害福祉サービス等の見込量と今後の方策

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

（単位：人/月、時間/月）

区 分			第6期利用実績 （令和5年度は実績見込み）			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	見 込 量	利用者数	100	105	110	70	76	81
		利用量	1,850	1,900	1,950	1,471	1,586	1,710
	実 績 値	利用者数	56	62	65			
		利用量	1,248	1,340	1,305			
	達 成 率	利用者数	56.0%	59.0%	59.1%			
		利用量	67.5%	70.5%	66.9%			

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行います。（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）

(単位：人/月、時間/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
重度訪問介護	見込 量	利用者数	15	15	20	10	10	10
		利用量	400	400	600	450	450	450
	実 績 値	利用者数	8	8	8			
		利用量	363	344	370			
	達 成 率	利用者数	53.3%	53.3%	40.0%			
		利用量	90.8%	86.0%	61.7%			

③同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障害者等が外出する際の必要な援助を行います。

(単位：人/月、時間/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
同行援護	見込 量	利用者数	20	20	20	16	16	16
		利用量	200	200	200	96	96	96
	実 績 値	利用者数	19	15	16			
		利用量	94	94	91			
	達 成 率	利用者数	95.0%	75.0%	80.0%			
		利用量	47.0%	47.0%	45.5%			

④行動援護

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が行動する際の必要な援助を行います。

(単位：人/月、時間/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
行動援護	見込 量	利用者数	5	10	10	5	6	6
		利用量	100	150	150	90	108	108
	実績 値	利用者数	5	4	4			
		利用量	110	101	65			
	達成 率	利用者数	100.0%	40.0%	40.0%			
		利用量	110.0%	67.3%	43.3%			

⑤重度障害者等包括支援

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供します。千葉県には事業所がなく、利用希望者が見込めませんが、その他の障害福祉サービスを組み合わせることで包括的に提供することにより、身近な地域での生活を可能にできるよう支援します。

(単位：人/月、時間/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
重度障害者等 包括支援	見込 量	利用者数	0	1	1	0	0	0
		利用量	0	10	10	0	0	0
	実績 値	利用者数	0	0	0			
		利用量	0	0	0			
	達成 率	利用者数	—	0.0%	0.0%			
		利用量	—	0.0%	0.0%			

訪問系サービスの今後の方策

福祉施設などから地域生活への移行の支援を推進していく中で、今後も利用希望が見込まれるサービスのため、現在の事業所に継続して事業を展開してもらうことが重要となります。なお、安定的な提供体制のための人材養成などの推進と新規事業所の参入の促進にも引き続き取り組んでいきます。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	見 込 量	利用者数	220	240	260	182 (45)	188 (46)	193 (47)
		利用量	4,500	5,000	5,500	3,646	3,756	3,868
	実 績 値	利用者数	166 (42)	169 (43)	177 (43)			
		利用量	3,335	3,379	3,547			
	達 成 率	利用者数	75.5%	70.4%	68.1%			
		利用量	74.1%	67.6%	64.5%			

※括弧内の数値は全体の数量のうち重度障害者の実績・見込みとなっています。

②自立訓練（機能訓練）

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立訓練 (機能訓練)	見込 量	利用者数	1	1	1	1	1	1
		利用量	23	23	23	23	23	23
	実績 値	利用者数	0	0	0			
		利用量	0	0	0			
	達成 率	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			
		利用量	0.0%	0.0%	0.0%			

③自立訓練（生活訓練）

障害者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立訓練 (生活訓練)	見込 量	利用者数	2	2	2	1 (1)	1 (1)	1 (1)
		利用量	46	46	46	23	23	23
	実績 値	利用者数	1 (0)	0 (0)	0 (0)			
		利用量	13	0	0			
	達成 率	利用者数	50.0%	0.0%	0.0%			
		利用量	28.3%	0.0%	0.0%			

※括弧内の数値は全体の数量のうち精神障害者の実績・見込みとなっています。

④就労選択支援

就労アセスメントの手法を活用して、本人の就労能力や適性、配慮事項などを整理し、本人の希望に応じて、能力などに合致した一般就労と福祉サービスの事業所の選択を可能にするものです。

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労選択支援	見 込 量	利用者数					3	5

⑤就労移行支援

就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行います。

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労移行支援	見 込 量	利用者数	30	30	30	16	16	18
		利用量	450	450	450	288	288	324
	実 績 値	利用者数	16	17	14			
		利用量	276	331	264			
	達 成 率	利用者数	53.3%	56.7%	46.7%			
		利用量	61.3%	73.6%	58.7%			

⑥就労継続支援A型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労継続支援 A型	見 込 量	利用者数	6	6	6	20	25	30
		利用量	120	120	120	312	400	480
	実 績 値	利用者数	4	6	13			
		利用量	61	93	227			
	達 成 率	利用者数	66.7%	100.0%	216.7%			
		利用量	50.8%	77.5%	189.2%			

⑦就労継続支援B型

通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち通常の事業所に雇用されていた障害者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労継続支援 B型	見 込 量	利用者数	140	150	160	114	120	120
		利用量	2,460	2,600	2,750	1,938	2,040	2,040
	実 績 値	利用者数	116	114	113			
		利用量	1,970	1,966	1,956			
	達 成 率	利用者数	82.9%	76.0%	70.6%			
		利用量	80.1%	75.6%	71.1%			

⑧就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障害者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
就労定着支援	見込量	利用者数	10	10	10	10	12	14
	実績値	利用者数	9	6	4			
	達成率	利用者数	90.0%	60.0%	40.0%			

⑨療養介護

病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
療養介護	見込量	利用者数	15	15	15	12	13	13
	実績値	利用者数	12	12	12			
	達成率	利用者数	80.0%	80.0%	80.0%			

⑩短期入所（ショートステイ）

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。

（単位：人/月、人日/月）

区 分			第6期利用実績 （令和5年度は実績見込み）			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
短期入所 【福祉型】	見込量	利用者数	30	30	30	20 (7)	26 (8)	34 (9)
		利用量	180	180	180	184	236	302
	実績値	利用者数	7 (0)	9 (3)	16 (5)			
		利用量	81	61	116			
	達成率	利用者数	23.3%	30.0%	53.3%			
		利用量	45.0%	33.9%	64.4%			
短期入所 【医療型】	見込量	利用者数	10	10	10	5	5	5
		利用量	50	50	50	30	30	30
	実績値	利用者数	5	4	3			
		利用量	44	42	21			
	達成率	利用者数	50.0%	40.0%	30.0%			
		利用量	88.0%	84.0%	42.0%			

※括弧内の数値は全体の数量のうち重度障害者の実績・見込みとなっています。

日中活動系サービスの今後の方策

令和3年2月、市内に短期入所施設が設置されたため、今後の利用増加が見込まれます。また、入所施設などから地域生活への移行促進や障害のある人の自立支援の推進の機会の場合としての利用も期待されています。

本市は就労移行支援事業所が少ないため、事業者に対して就労の確保の働きかけを行うとともに、障害のある人の障害特性や生活実態に合った多様な事業者の参入を働きかけていきます。障害のある人の自立支援や一般就労支援などについては、銚子市地域自立支援協議会を中心に、東総就業センターなどの関係機関との連携を強化し、総合的な支援システムの構築を目指し、事業者への研修会の参加、障害のある人に対する合同面接会や職場体験実習などを実施して一般就労への移行促進などを図ります。障害のある人の就業希望の選択肢が広がるよう、市内及び近隣市町との連携・協力のもと、多様な事業者の参入を促進していきます。

(3) 居住系サービス

① 自立生活援助

居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むために必要な援助を行います。

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	見込 量	利用者数	5 (1)	10 (5)	10 (10)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	実績 値	利用者数	0 (0)	1 (1)	1 (1)			
	達成 率	利用者数	0.0%	10.0%	10.0%			

※括弧内の数値は全体の数量のうち精神障害者の実績・見込みとなっています。

② 共同生活援助（グループホーム）

障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において行われる相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
共同生活援助	見込 量	利用者数	120 (1)	130 (5)	140 (10)	88 (32) 【9】	90 (34) 【10】	93 (36) 【10】
	実績 値	利用者数	89 (30) 【8】	92 (32) 【8】	85 (30) 【8】			
	達成 率	利用者数	74.2%	70.8%	60.7%			

※括弧内（上段）の数値は全体の数量のうち精神障害者の実績・見込みとなっています。

※括弧内【下段】の数値は全体の数量のうち重度障害者の実績・見込みとなっています。

③施設入所支援

施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
施設入所支援	見込 量	利用者数	78	75	70	73	71	70
	実績 値	利用者数	77	78	74			
	達成 率	利用者数	98.7%	104.0%	105.7%			

居住系サービスの今後の方策

市内では依然として「共同生活援助（グループホーム）」の不足が課題となっています。高齢化する障害者などの親亡き後を見据えた支援体制が必要となっているため、継続してグループホームへの入所支援を行います。また、現在の利用実績と比例して施設への利用意向の待機者が増加傾向にあります。今後は利用実績の推移を把握した上で、グループホームの整備を促進するとともに、個別の状況を踏まえて調整を行っていく必要があります。

(4) 相談支援サービス

① 計画相談支援

障害福祉サービス等の利用にあたり、個々のニーズや状態に応じたサービスの種類や必要量についてサービス等利用計画の作成を行うもので、サービスを利用するすべての障害者が対象となります。

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	見込 量	利用者数	120	130	140	96	100	103
	実績 値	利用者数	92	96	92			
	達成 率	利用者数	76.7%	73.8%	65.7%			

② 地域移行支援

施設・精神科病院に入所・入院している障害者に対して、居住の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行うものです。

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域移行支援	見込 量	利用者数	5 (1)	10 (5)	20 (10)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	実績 値	利用者数	1 (1)	0 (0)	0 (0)			
	達成 率	利用者数	20.0%	0.0%	0.0%			

※括弧内の数値は全体の数量のうち精神障害者の実績・見込みとなっています。

③地域定着支援

居宅において単身等の状況で生活する障害者に対して、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等において相談等の支援を行うものです。

(単位：人/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域定着支援	見込量	利用者数	5 (1)	10 (5)	20 (10)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	実績値	利用者数	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	達成率	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			

※括弧内の数値は全体の数量のうち精神障害者の実績・見込みとなっています。

相談支援サービスの今後の方策

計画相談支援については、障害福祉サービス等の利用促進とサービスの向上のため、相談支援事業所連絡会を定期的を開催し、県や関係機関などと連携しながら、相談支援専門員の人材確保と質の向上に努めます。

地域移行支援や地域定着支援の利用はありませんが、障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人の需要や長期入院患者の地域生活への移行の利用者も見込まれることから、制度の周知と相談支援専門員の資質向上を図り、地域相談支援体制の整備・充実に努めます。

利用者に対する情報提供や制度の周知については、今後、様々な媒体を利用した情報の周知や重層的な相談体制の強化を図ります。

(5) 障害児支援サービス

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行うものです。

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援	見込 量	利用者数	50	60	60	26	27	29
		利用量	550	600	600	180	192	206
	実績 値	利用者数	21	24	24			
		利用量	161	167	168			
	達成 率	利用者数	42.0%	40.0%	40.0%			
		利用量	29.3%	27.8%	28.0%			

② 放課後等デイサービス

放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行うものです。

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
放課後等デイ サービス	見込 量	利用者数	70	80	90	58	59	61
		利用量	1,050	1,200	1,350	808	832	857
	実績 値	利用者数	53	51	56			
		利用量	766	731	762			
	達成 率	利用者数	75.7%	63.8%	62.2%			
		利用量	73.0%	60.9%	56.4%			

③保育所等訪問支援

保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
保育所等訪問 支援	見 込 量	利用者数	20	25	30	11	11	11
		利用量	40	50	60	12	12	13
	実 績 値	利用者数	11	5	3			
		利用量	14	6	3			
	達 成 率	利用者数	55.0%	20.0%	10.0%			
		利用量	35.0%	12.0%	5.0%			

④居宅訪問型児童発達支援

重度障害のある子どもで、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問して児童発達支援を行うものです。

(単位：人/月、人日/月)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅訪問型児 童発達支援	見 込 量	利用者数	1	2	2	1	1	1
		利用量	4	8	8	2	3	3
	実 績 値	利用者数	0	0	0			
		利用量	0	0	0			
	達 成 率	利用者数	0.0%	0.0%	0.0%			
		利用量	0.0%	0.0%	0.0%			

⑤障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての児童に障害児支援利用計画を作成し、サービス等の利用状況の検証（モニタリング）や事業者等との連絡調整などを行うものです。

（単位：人/月）

区 分			第6期利用実績 （令和5年度は実績見込み）			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害児相談支援	見込 量	利用者数	40	50	60	20	21	22
	実績 値	利用者数	20	21	19			
	達成 率	利用者数	50.0%	42.0%	31.7%			

障害児支援サービスの今後の方策

障害児の地域支援体制については、児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所が連携して休日などのサービスの提供体制の充実に取り組んでいきます。

また、障害のある児童やその家族に対し支援を行い、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援などの関係機関との連携や地域の理解を求められるようにサポートしていきます。増加している発達障害に関する相談については、多くの人に発達障害の特性を理解していただき、障害のある児童が生き生きと安心して生活できる地域づくりを目指し、研修会の開催などを行いながら相談支援体制の整備に努めます。

3 地域生活支援事業の見込量と今後の方策

(1) 理解促進研修・啓発事業

福祉教育や広報周知により啓発活動（イベントや教室の開催、パンフレットの配布など）を行い、障害のある人に対する理解を深めるための事業を実施します。

（単位：実施の有無）

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の有無	無	無	有	有	有	有

今後の方策

理解促進研修・啓発事業については、「銚子市地域自立支援協議会」や「地域生活支援拠点」を中心に障害のある人などの理解を深めるための方策の検討や学習会を実施していきます。

さらに、対象者を一般市民に広げた研修会の開催、市のイベントの際の福祉事業所の活動の紹介やインターネットなどのデジタル媒体を活用した新しい啓発活動にも取り組みます。

(2) 自発的活動支援事業

障害のある人、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

（単位：実施の有無・開催数、参加者平均）

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自発的活動支援 事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
ピアサポート活 動	開催数・ 参加者平均	2回/月 12人	2回/月 12人	3回/月 13人	3回/月 13人	3回/月 13人	3回/月 13人

今後の方策

自発的活動支援事業については、引き続き、障害者の団体などと連携を強化していきます。ピアサポート事業は事業者に委託するとともに、毎月の相談事業などを広報に掲載するなどの周知活動を支援し、参加者の拡大に取り組みます。

(3) 相談支援事業

障害者や家族などの相談に対して、必要な制度やサービスの情報提供、権利擁護のために必要な援助などを行うことにより、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

(単位：か所、実施の有無)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障害者相談支援事業	事業所数	7	7	8	8	8	8
	基幹相談支援センター	1	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
障害者虐待防止センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置

今後の方策

基幹相談支援センター・地域生活支援拠点を中心に、児童発達支援センターのほか福祉・保健・医療・教育分野などの関係機関との連携強化を図ります。

基幹相談支援センター等機能強化事業については、引き続き実施し障害のある様々な人の相談支援に関する業務を総合的、専門的に行うほか、権利擁護や虐待防止、障害者差別のための必要な援助を行います。

（４）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、知的障害、精神障害などの理由によって判断能力に欠ける又は不十分な方に対し、成年後見制度の利用支援を行うことにより、障害のある人の権利擁護を図ります。

成年後見制度の利用については、負担能力のない人に対して、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定手数料、郵便料）及び後見人などの報酬の全部又は一部を助成します。

（単位：人/年）

区 分		第6期利用実績 （令和5年度は実績見込み）			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度利用支援事業	取扱件数	2	0	0	2	2	2

今後の方策

令和3年度の成年後見の市長申し立ての実績は2件あり、障害者の高齢化及び親亡き後を見据え、障害特性や個別状況に応じた後見人の確保が重要となっています。障害のある人やその家族の高齢化に対応した支援体制を推進します。

（５）成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見などの業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある人の権利擁護を図ります。

（単位：実施の有無）

区 分		第6期利用実績 （令和5年度は実績見込み）			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有

今後の方策

成年後見制度法人後見支援事業については、海匝圏域で取り組んできた近隣市との連携のもと、引き続き一般社団法人東総権利擁護ネットワークに委託し実施していきます。

(6) 意思疎通支援事業（手話通訳等）

聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者を対象に、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションが図れるよう支援します。

（単位：回/年、設置の有無）

区 分		第6期利用実績 （令和5年度は実績見込み）			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者派遣事業	派遣回数	48	39	15	20	20	20
要約筆記者派遣事業	派遣回数	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置の有無	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置	未設置

今後の方策

手話通訳者派遣事業及び要約筆記者派遣事業については、千葉県聴覚障害者協会に委託し実施しています。利用実績は対象者の減少により緩やかに減少していますが、日常社会の中での障害者に対する合理的配慮を推進するため、手話通訳者設置事業や障害者団体から要望のある代読・代筆支援事業については、近隣市の状況を踏まえながら検討していきます。令和元年度から「要約筆記者派遣事業」を実施しています。

千葉県聴覚障害者協会に手話通訳者の派遣を依頼していますが、近隣での手話通訳者の登録者数が少ないため緊急時や夜間、祝日などの派遣が困難となっており、手話通訳者の育成・確保が今後の課題となっています。引き続き千葉県聴覚障害者協会と協力して取り組んでいきます。

(7) 日常生活用具給付等事業

障害者などが日常生活上の便宜を図るための用具である日常生活用具の購入や住宅改修をする際に、障害者などにその購入費用などの一部を日常生活用具費として給付することにより、障害者などの日常生活の支援を行います。

(単位：件/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
介護訓練支援用具	件数	0	2	1	2	2	2
自立生活支援用具	件数	4	3	2	4	4	4
在宅療養等支援用具	件数	11	7	2	11	11	11
情報・意思疎通支援用具	件数	44	37	40	44	44	44
排泄管理支援用具	件数	1,846	1,818	1,820	1,850	1,850	1,850
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件数	2	0	0	2	2	2

今後の方策

日常生活用具等給付等事業については、障害者に対して「広報」「市ホームページ」「障害者福祉ガイドブック」を活用して各給付事業の周知を図るとともに、適切な日常生活用具等の給付を行っていきます。

令和3年度からは要望の多かった発電機が新規に給付品目に加わりました。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した奉仕員を養成します。

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修事業	会場	鉾子市	鉾子市	匝瑳市	匝瑳市	旭市	旭市
	修了者数	11	7	0	0	1	1

今後の方策

手話奉仕員養成研修事業については、千葉県聴覚障害者協会に委託し、手話奉仕員の育成を行います。

また、海匝地区の3市合同による手話奉仕員養成講座（初級者向け）を開催しています。講習会を通して聴覚障害者に対する理解と手話奉仕員の育成に努めるとともに、行政窓口での聴覚障害者に対する合理的配慮についても理解を深めていきます。

(9) 移動支援事業

社会生活上、必要不可欠な外出や余暇活動など、社会参加のための外出に支援が必要な障害者などに対して、ヘルパーなどを派遣して移動支援を行います。

(単位：人/月、時間/月)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	利用者数	44	42	41	44	44	44
	時間数	418	422	415	440	440	440

今後の方策

移動支援事業については、一人で外出することが困難な障害者が地域社会の中で生活するために必要な支援事業です。障害のある人及びその家族に対して周知を図るとともに、移動支援サービスの提供事業所の支援員の確保と育成に取り組みます。

(10) 地域活動支援センター

地域において就労機会を得がたい障害者などに対して、通所による創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などの便宜を供するため、地域活動支援センターを設置し、障害者などの状況に応じた支援を行います。

(単位：か所、人/年)

区 分			第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
			令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
地域活動支援センター事業	設置数		1	1	2	2	2	2
	実人数		55	74	110	115	120	125
内訳	I 型	設置数	1	1	1	1	1	1
	II 型	設置数	0	0	1	1	1	1
	III 型	設置数	0	0	0	0	0	0

今後の方策

地域活動支援センター事業については、障害者などの地域における交流の場、憩いの場としての「昼間の居場所づくり」として需要があります。また、「休日の交流の場」として実施しています。

また、障害のある人のニーズに応じていくために、事業所及び障害者やその家族との「ミーティングの場」の確保に取り組みます。

(11) 任意事業

① 日中一時支援事業

日中、障害福祉サービス事業所などにおいて、障害者などに活動の場を提供し、見守りや社会に適應するための日常的訓練などの支援を行います。

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	実人数	31	31	28	31	31	31

② 訪問入浴事業

通所困難な重度の障害者などに対し、身体の清潔保持及び心身機能の維持を図るため、居宅を訪問し入浴の支援を行います。

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
訪問入浴事業	実人数	6	6	4	6	6	6

③ 知的障害者職親委託事業

知的障害者を対象に生活指導も含めた就労訓練の一環として実施します。

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
知的障害者職親委託事業	実人数	1	1	1	1	1	1

④身体障害者自動車改造費助成事業

身体障害者が、就労などの社会参加を行う目的で、自らが所有し運転する自動車を改造する場合に自動車改造にかかる費用の一部を助成します。

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
身体障害者自動車 改造費助成事業	実人数	1	0	0	1	1	1

⑤自動車運転免許取得促進事業

身体障害者・知的障害者が、就労などの社会参加のため、自動車免許を取得した場合に、その費用の一部を助成します。

(単位：人/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車運転免許取 得促進事業	実人数	0	0	0	1	1	1

今後の方策

市の任意事業については、人口減少や社会構造の変化、地域資源の確保などを見据えて事業を展開する必要があります。障害者が地域社会の中で安心して暮らしていくための支援ニーズを把握していくために、利用実績の推移を把握し見込量を設定します。

(12) その他福祉事業

市が実施している単独事業は次のとおりです。

(単位：人/年、件/年)

区 分		第6期利用実績 (令和5年度は実績見込み)			第7期見込量		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅障害者等紙お むつ給付事業	実人数	41	44	44	45	47	48
緊急通報システム 事業	実人数	17	14	14	14	14	14
福祉タクシー利用 助成	実人数	718	700	700	718	718	718
福祉カー貸付事業	利用件数	13	20	20	20	30	30
家具転倒防止器具 設置助成事業	件数	0	0	0	0	0	0

今後の方策

障害のある人及びその家族に事業の周知を図り、障害のある人の障害特性や生活実態、地域特性を考慮し、各種事業の利用促進を図っていきます。

第 5 章

障害のある人を取り巻く現状

1 統計データに基づく障害のある人の現状

(1) 人口の状況

本市の総人口は、減少傾向で推移し、令和4年度末現在で55,823人となっています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、74歳以下の年齢区分で年々減少しているなか、高齢化率は増加傾向で推移し、令和4年度末現在で高齢化率は39.6%となっています。

<総人口及び年齢3区分別人口の推移>

(単位:人、世帯)

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
全体	62,482	61,148	59,920	58,614	56,998	55,823
0～14歳	5,235	4,974	4,713	4,483	4,188	3,921
15～64歳	34,916	33,792	32,872	31,782	30,513	29,780
65～74歳	10,618	10,544	10,528	10,771	10,627	10,152
75歳以上	11,713	11,838	11,807	11,578	11,670	11,970
高齢化率(%)	35.7	36.6	37.3	38.1	39.1	39.6
世帯数	27,422	27,281	27,247	27,133	26,706	26,751
1世帯当たりの人員数	2.28	2.24	2.20	2.16	2.13	2.09

資料：住民基本台帳（各年度末現在）

(2) 障害のある人の状況

① 銚子市の障害者数

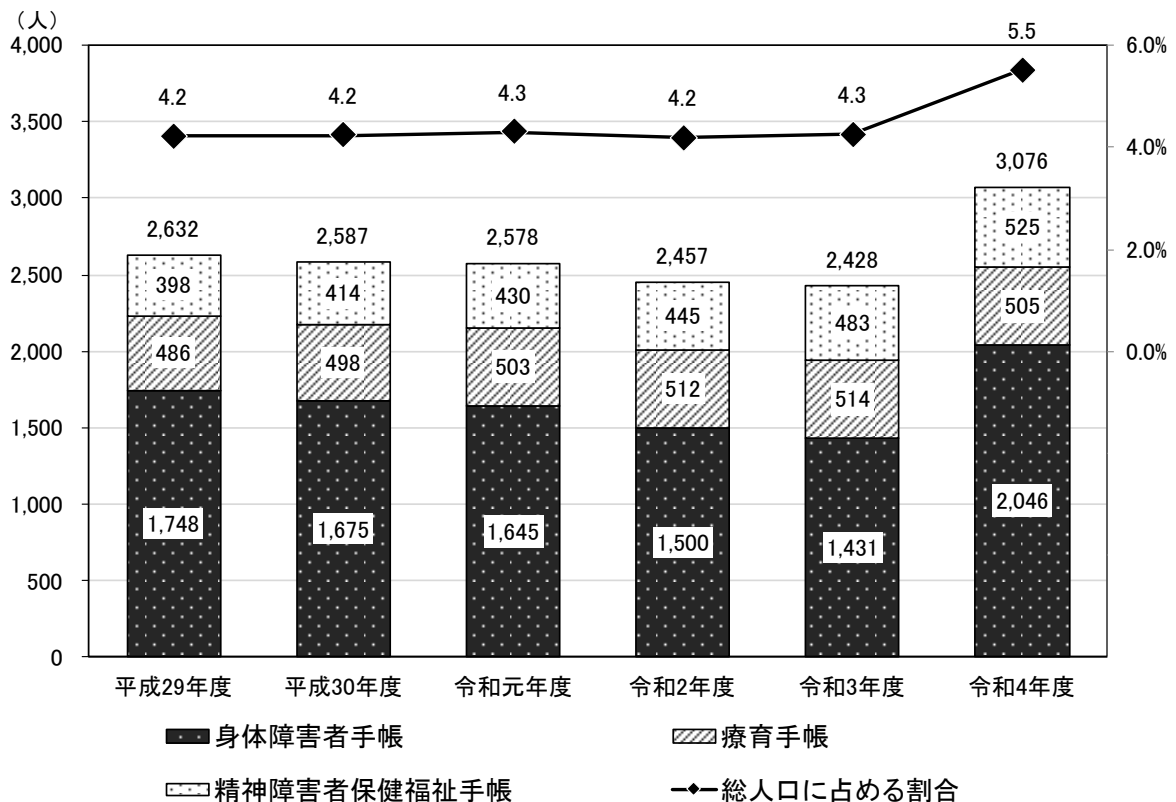
本市の障害者手帳所持者は、令和4年度末現在で 3,076 人となっており、総人口に占める割合は 5.5%となっています。なお、障害者数については、令和3年度までは累計加除方式で集計していましたが、令和4年度は障害者手帳の交付実数としています。

<障害者手帳所持者の推移>

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
身体障害者手帳	1,748	1,675	1,645	1,500	1,431	2,046
療育手帳	486	498	503	512	514	505
精神障害者保健福祉手帳	398	414	430	445	483	525
総人口に占める障害者の割合(%)	4.2	4.2	4.3	4.2	4.3	5.5
合計	2,632	2,587	2,578	2,457	2,428	3,076

資料：障害支援室（各年度末現在）



②身体障害のある人

令和4年度末の市の身体障害者手帳所持者を等級別でみると、「1級」が38.9%で最も多く、次いで「4級」が20.6%、「2級」が15.2%となっています。

年齢別でみると、18歳未満が23人、18歳以上が2,023人となっています。

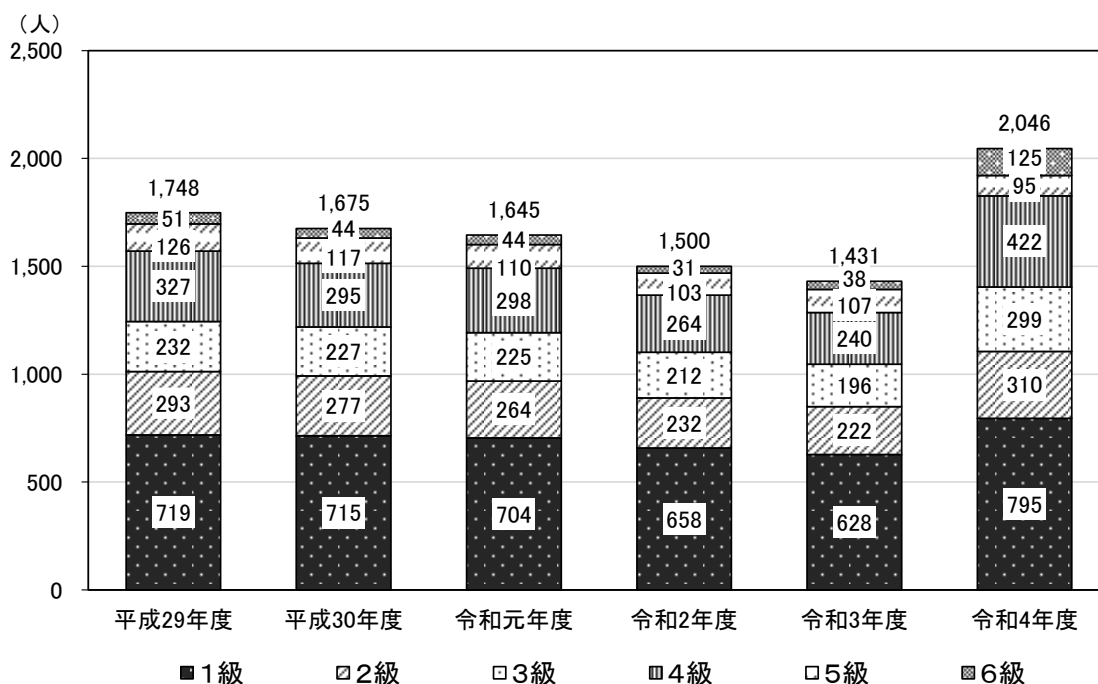
障害部位別でみると、「肢体不自由」が43.6%で最も多く、次いで「内部障害」が39.1%、「視覚障害」が8.3%となっています。

<身体障害者手帳所持者の推移（等級別）>

（単位：人）

	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計	1,748	1,675	1,645	1,500	1,431	2,046
1級	719	715	704	658	628	795
2級	293	277	264	232	222	310
3級	232	227	225	212	196	299
4級	327	295	298	264	240	422
5級	126	117	110	103	107	95
6級	51	44	44	31	38	125

資料：障害支援室（各年度末現在）

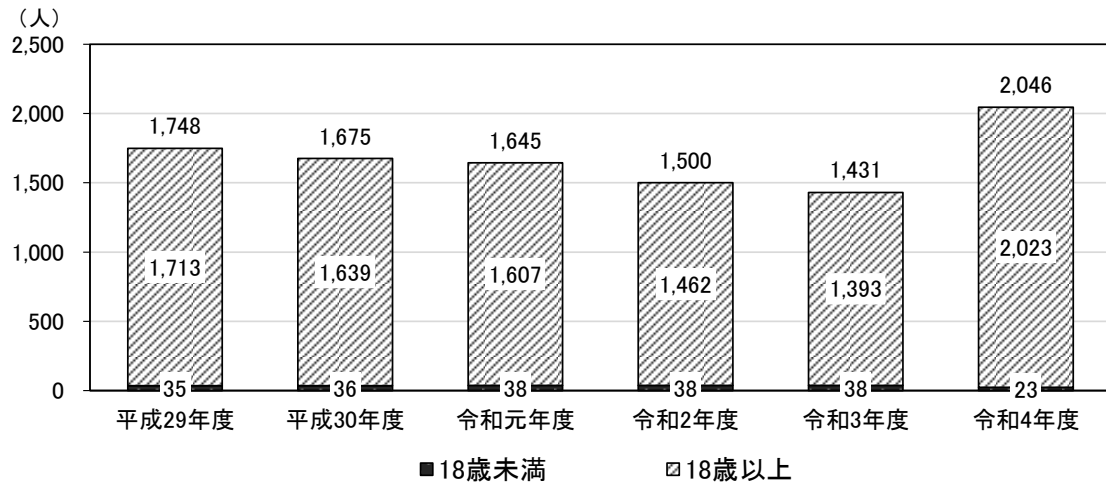


＜身体障害者手帳所持者の推移（年齢別）＞

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計	1,748	1,675	1,645	1,500	1,431	2,046
18 歳未満	35	36	38	38	38	23
18 歳以上	1,713	1,639	1,607	1,462	1,393	2,023

資料：障害支援室（各年度末現在）

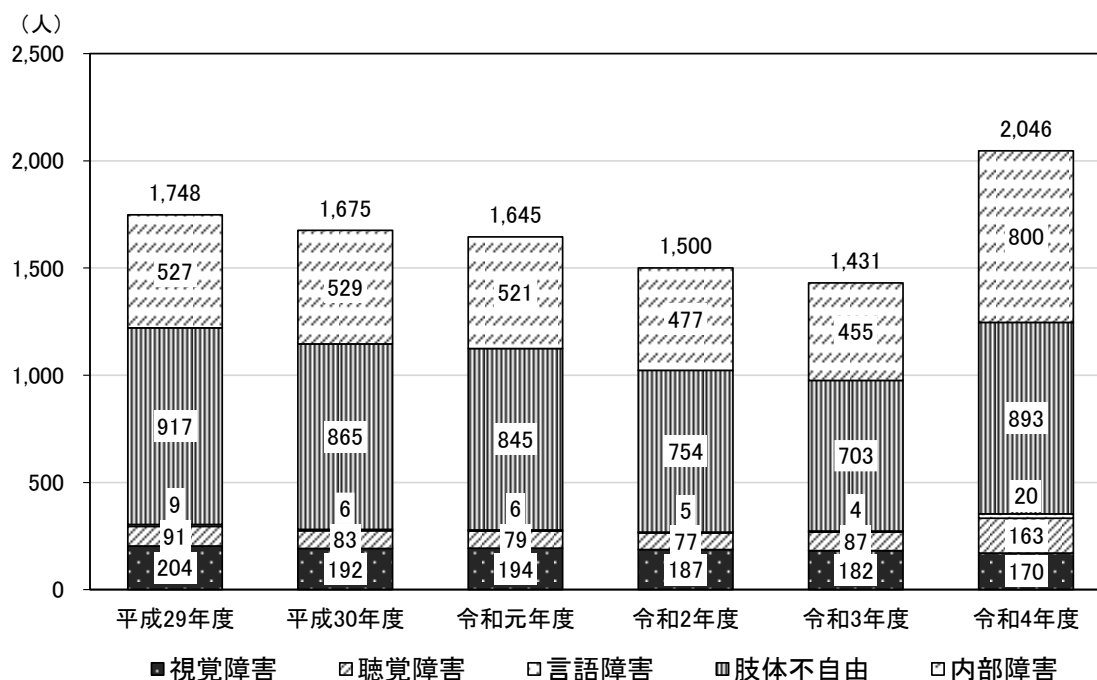


＜身体障害者手帳所持者の推移（障害部位別）＞

（単位：人）

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
合計	1,748	1,675	1,645	1,500	1,431	2,046
視覚障害	204	192	194	187	182	170
聴覚障害	91	83	79	77	87	163
言語障害	9	6	6	5	4	20
肢体不自由	917	865	845	754	703	893
内部障害	527	529	521	477	455	800

資料：障害支援室（各年度末現在）



③知的障害のある人

本市の療育手帳所持者は、令和4年度末現在で 505 人となっています。平成29年度末の 486 人と比べると、この5年間で 19 人（3.9%）の増加となっています。

程度別でみると、「重度・最重度」が 40.4%で最も多く、次いで「軽度」が 33.3%、「中度」が 26.3%となっています。

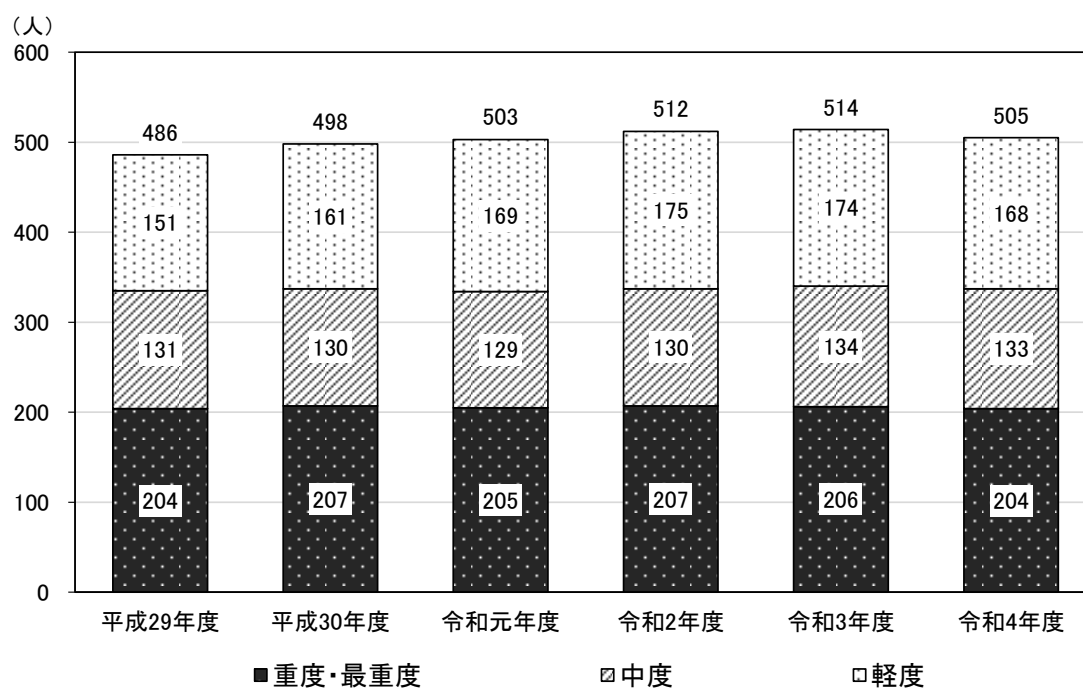
年齢別でみると、18 歳未満が 87 人、18 歳以上が 418 人となっています。

<療育手帳所持者の推移（年齢別・程度別）>

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
全体	486	498	503	512	514	505
18 歳未満	78	83	87	101	97	87
軽度	43	47	53	62	60	53
中度	12	12	11	13	17	14
重度・最重度	23	24	23	26	20	20
18 歳以上	408	415	416	411	417	418
軽度	108	114	116	113	114	115
中度	119	118	118	117	117	119
重度・最重度	181	183	182	181	186	184

資料：障害支援室（各年度末現在）



④精神障害のある人

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和4年度末現在で 525 人となっています。平成29年度末の 398 人と比べると、この5年間で 127 人(31.9%)の増加となっています。

等級別でみると、「2級」が 66.1%で最も多く、次いで「3級」が 20.0%、「1級」が 13.9%となっています。

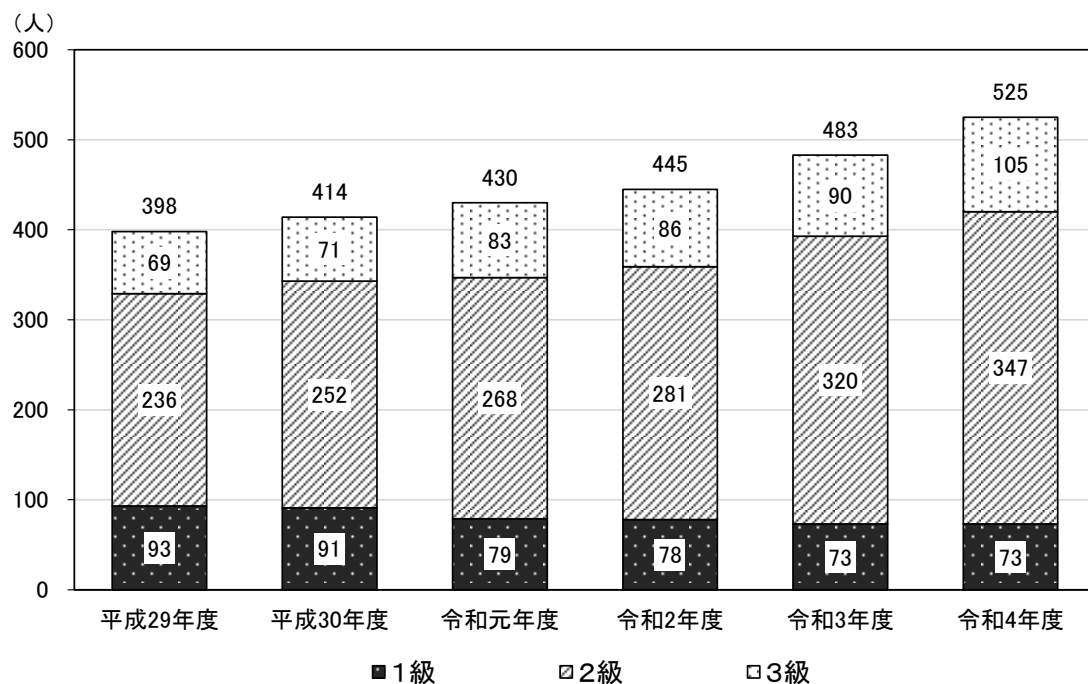
年齢別でみると、18 歳未満が 13 人、18 歳以上が 512 人となっています。

<精神障害者保健福祉手帳所持者の推移（年齢別・等級別）>

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
全体	398	414	430	445	483	525
18 歳未満	9	12	13	11	12	13
1 級	0	1	1	0	0	0
2 級	7	11	11	9	10	10
3 級	2	0	1	2	2	3
18 歳以上	389	402	417	434	471	512
1 級	93	90	78	78	73	73
2 級	229	241	257	272	310	337
3 級	67	71	82	84	88	102

資料：障害支援室（各年度末現在）



本市の自立支援医療（精神通院）受給者は、令和4年度末現在で 981 人となっています。平成 29 年度末の 851 人と比べると、この5年間で 130 人(15.3%)の増加となっています。

＜自立支援医療（精神通院）受給者数の推移＞

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
自立支援医療 (精神通院) 受給者	851	843	886	975	1,004	981

資料：障害支援室（各年度末現在）

⑤難病のある人

特定疾患の対象は、指定難病と小児慢性特定疾病であり、令和4年度末現在、指定難病は 338 疾病、小児慢性特定疾病は 788 疾病となります。

令和4年度末現在、特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療費受給者証の交付を受けている人は 419 人で、平成 29 年度末の 466 人と比べると、この5年間で 47 人（10.1%）の減少となっています。

＜特定医療費（指定難病）受給者証及び小児慢性特定疾病医療費受給者証交付者の推移＞

(単位:人)

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定医療費	427	432	434	452	416	397
小児慢性特定 疾病医療費	39	35	32	32	27	22
合計	466	467	466	484	443	419

資料：海匠保健所（海匠保健福祉センター事業年報）

⑥障害支援区分の状況

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービスを利用するにあたり、支援の必要度に応じた6段階の区分があります。障害福祉サービスの充実と周知により認定申請者は増加傾向にあります。

＜障害支援区分の推移＞

(単位:人)

令和2年度		身体障害	知的障害	精神障害	難病等	児童	合計
障害支援区分	区分1	0	0	0	0	0	0
	区分2	2	9	13	0	0	24
	区分3	23	19	23	0	0	65
	区分4	13	28	15	0	0	56
	区分5	16	45	5	0	0	66
	区分6	55	46	2	0	0	103
	区分なし	28	50	47	0	9	134
総数		137	197	105	0	9	448

令和3年度		身体障害	知的障害	精神障害	難病等	児童	合計
障害支援区分	区分1	0	0	0	0	0	0
	区分2	2	8	17	0	0	27
	区分3	18	24	22	0	0	64
	区分4	11	32	19	0	0	62
	区分5	17	43	5	0	0	65
	区分6	55	45	2	0	0	102
	区分なし	30	52	48	0	6	136
総数		133	204	113	0	6	456

令和4年度		身体障害	知的障害	精神障害	難病等	児童	合計
障害支援区分	区分1	0	0	0	0	0	0
	区分2	2	9	14	0	0	25
	区分3	17	26	27	0	0	70
	区分4	12	30	25	0	0	67
	区分5	18	47	4	0	0	69
	区分6	54	46	2	0	0	102
	区分なし	30	49	54	0	7	140
総数		133	207	126	0	7	473

資料：障害支援室（各年度末現在）

(3) 障害のある児童への保育・教育の状況

① 児童発達支援センターの利用者数

銚子市児童発達支援センターわかばの利用者数の推移は、次のとおりです。
なお、同センターは、令和4年度から指定管理者制度で運営されています。

＜児童発達支援センターの利用者数の推移＞

(単位:人、件)

		平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
児童発達支援	契約者数	30	37	31	32	34	48
	延利用人数	3,445	3,725	3,202	2,941	2,531	3,155
居宅訪問型児童発達支援	契約者数	0	1	1	0	0	0
	延訪問件数	0	12	45	0	0	0
保育所等訪問支援	契約者数	11	10	15	17	9	8
	延訪問件数	172	236	248	237	176	72
障害児相談支援	契約者数	67	69	74	77	68	61
	延訪問件数	390	445	517	431	430	541
特定相談支援	契約者数	27	30	38	37	42	52
	延訪問件数	151	207	252	317	359	483

資料：銚子市児童発達支援センターわかば

② 障害児保育

市内における保育所の障害児保育の状況は、次のとおりです。

＜障害児保育の実施か所数・利用者数の推移＞

(単位:か所、人)

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
公立保育所	受入施設数	4	4	4	4	3
	人数	30	29	25	33	36
民間保育所	受入施設数	5	4	6	6	5
	人数	36	25	18	22	14

資料：子育て支援課

③特別支援学級

市内における特別支援学級の在籍者数は、令和4年度末で小学校（11校）で105人、中学校（5校）で52人となっています。

＜特別支援学級の学級数・児童生徒数の推移＞

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	学級数	25	25	25	26	25
	人数	105	96	103	111	105
中学校	学級数	15	15	15	11	13
	人数	40	43	40	47	52

資料：学校教育課（各年度末現在）

④特別支援学校

障害保健福祉圏域（銚子市・旭市・匝瑳市）における特別支援学校（2校）の在学者数は、令和4年度末で幼稚部0人、小学部92人、中学部62人、高等部87人となっています。

＜千葉県立銚子特別支援学校の学級数・在学者数の推移＞

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高等部	学級数	9	10	7	6	5
	在学者数	38	40	36	25	20
中学部	学級数	6	4	5	8	10
	在学者数	9	8	14	23	27
小学部	学級数	14	15	18	18	15
	在学者数	31	40	44	43	39
幼稚部	学級数	2	2	1	1	0
	在学者数	3	2	2	1	0

資料：千葉県（各年度末現在）

＜千葉県立八日市場特別支援学校の学級数・在学者数の推移＞

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
高等部	学級数	12	11	10	10	13
	在学者数	62	53	49	48	67
中学部	学級数	8	11	13	10	9
	在学者数	26	42	52	46	35
小学部	学級数	14	14	14	14	15
	在学者数	49	47	42	49	53

資料：千葉県（各年度末現在）

2 第6期銚子市障害福祉計画・第2期銚子市障害児福祉計画の進捗状況

(1) 施設入所から地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行に関する目標と実績は、次のとおりです。

・令和元年度末時点の施設入所者数：79人

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 地域生活移行者数	5人 (6.3%)	1人 (1.3%)	・令和元年度末の施設入所者数の 6%以上を地域生活へ移行
【目標②】 施設入所者数	2人 (2.5%)	6人 (7.6%)	・令和元年度末の施設入所者数の 1.6%以上を削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 保健、医療及び福祉関係者による 協議の場の開催回数	1回	0回	・市町村ごとの保健、 医療及び福祉関係 者による協議の場 を通じて、重層的な 連携による支援体 制を構築するため に必要となる、協議 の場に関する見込 みを設定
【目標②】 保健、医療及び福祉関係者による 協議の場への関係者の延べ参加者数	10人	0人	

(3) 地域生活支援拠点等有する機能の充実

地域生活支援拠点等の機能の充実に関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 地域生活支援拠点数	1か所	10か所	・令和5年度末までに少なくとも1か 所整備
【目標②】 機能充実に向けた運用状況 の検証及び検討の実施回数	2回／年	0回／年	・地域生活支援拠点等の機能充実 のため、年1回以上運用状況を検 証及び検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労への移行などに関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 一般就労移行者数	8人 (1.60倍以上)	17人 (3.40倍)	・令和元年度実績(5人)の1.27倍
【目標②】 就労移行支援事業からの 一般就労移行者数	6人 (1.50倍)	15人 (3.75倍)	・令和元年度実績(4人)の1.30倍
【目標③】 就労継続支援A型事業からの 一般就労移行者数	1人 (-)	0人 (-)	・令和元年度実績(0人)の1.26倍
【目標④】 就労継続支援B型事業からの 一般就労移行者数	1人 (1.00倍以上)	2人 (2.00倍)	・令和元年度実績(1人)の1.23倍
【目標⑤】 就労定着支援事業の利用割合	8人 (100.0%)	16人 (94.1%)	・就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
【目標⑥】 就労定着率が8割以上の 就労定着支援事業所の割合	2か所 7割以上	1か所 (100.0%)	・就労定着支援事業所のうち、令和5年度中の就労定着率が8割以上の事業所が全体の7割以上

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

障害児支援の提供体制の整備などに関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 児童発達支援センター数	1か所	1か所	・令和5年度末までに少なくとも1か所以上設置
【目標②】 保育所等訪問支援提供 事業所数	1か所	1か所	・令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
【目標③】 重症心身障害児を支援する 児童発達支援提供事業所数	1か所	0か所	・令和5年度末までに、市又は各圏域に少なくとも1か所以上確保
【目標④】 重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス 提供事業所数	1か所	1か所	・令和5年度末までに、市又は各圏域に少なくとも1か所以上確保

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標⑤】 医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	設置	未設置	・令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置
【目標⑥】 医療的ケア児支援のための コーディネーターの配置	配置	未配置	・令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

(6) 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化などに関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 総合的・専門的な 相談支援の実施の有無	実施有	実施有	・障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無を見込む
【目標②】 相談支援事業者に対する 訪問等による専門的な 指導・助言件数	1回	1回	・地域の相談支援に関する各種件数及び回数を見込みを設定
【目標③】 相談支援事業者の 人材育成の支援件数	1件	1件	
【目標④】 相談機関との連携強化の 取り組みの実施回数	1回	4回	

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標と実績は、次のとおりです。

項目	目標	実績 (見込み)	考え方
【目標①】 障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	4人	0人	・都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数の見込みを設定
【目標②】 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する体制の有無及び実施回数	体制有 2回	体制無 0回	・審査結果を分析・活用し、事業所や近隣自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数を見込みを設定

3 アンケート調査結果に基づく障害のある人の状況

(1) 調査の概要

障害のある人の生活状況や障害福祉サービスなどの利用状況・利用意向などを把握するとともに、障害福祉に対する意識や意向などを把握し、今後の施策の改善及び展開、充実を図ることを目的に実施しました。

①調査対象者

- 調査対象者：市内在住の障害のある人 800 人
(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病患者)

②調査方法・調査期間

- 調査方法：郵送配布、郵送回収
- 調査期間：令和5年6月26日から令和5年7月31日まで

③回収結果

- 有効回収数：365 件（回収率：45.6%）

④結果を見る際の留意点

- 図表中の「n」とは、その設問の回答者数を表しています。
- 調査結果の比率は、その設問の回答者数を母数として、小数点第2位を四捨五入して小数点第1位までを示しているため、その合計値が100%にならない場合があります。
- 複数回答の設問は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- 属性別クロス集計などは、無回答を除いているため、回答者の合計が全体と一致しない場合があります。

(2) 主な調査結果

①現在の暮らし

現在の暮らしについては、「家族と暮らしている」が76.7%で最も高く、次いで「ひとりで暮らしている」が12.1%、「グループホームで暮らしている」が7.9%となっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
ひとりで暮らしている	12.1%	15.8%	5.2%	17.0%	19.2%	0.0%
家族と暮らしている	76.7%	76.3%	76.0%	67.0%	65.4%	98.1%
グループホームで暮らしている	7.9%	2.9%	14.6%	12.5%	3.8%	1.9%
障害者入所施設に入所している	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
高齢者施設に入所している	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
病院に入院している	0.8%	0.7%	1.0%	2.3%	0.0%	0.0%
その他	0.8%	1.4%	1.0%	0.0%	7.7%	0.0%
無回答	1.6%	2.9%	2.1%	1.1%	3.8%	0.0%

②将来の暮らし

将来の暮らしについては、「家族と暮らしたい」が47.7%で最も高く、次いで「ひとり暮らしをしたい」が21.4%、「グループホームで暮らしたい」が9.9%となっています。また、ひとり暮らしを希望する精神障害者の割合が比較的高くなっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
ひとり暮らしをしたい	21.4%	18.7%	9.4%	33.0%	7.7%	14.8%
家族と暮らしたい	47.7%	48.9%	37.5%	38.6%	65.4%	59.3%
グループホームで暮らしたい	9.9%	5.8%	20.8%	10.2%	7.7%	5.6%
障害者入所施設で暮らしたい	7.1%	10.1%	17.7%	3.4%	11.5%	1.9%
高齢者施設で暮らしたい	2.2%	2.2%	2.1%	1.1%	0.0%	0.0%
その他	5.8%	7.2%	6.3%	8.0%	3.8%	7.4%
無回答	6.0%	7.2%	6.3%	5.7%	3.8%	11.1%

③外出時の困りごとや不便に思うこと【複数回答】

外出時の困りごとや不便に思うことについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が26.3%で最も高く、次いで「困ったときにどうすればいいか心配」が24.9%、「外出にお金がかかる」が23.7%となっています。

なお、「特にない」が22.8%となっています。

	全体 n=342	身体障害者 n=132	知的障害者 n=91	精神障害者 n=82	難病患者 n=25	0～17歳 n=51
公共交通機関が少ない(ない)	26.3%	23.5%	19.8%	37.8%	24.0%	17.6%
困ったときにどうすればいいか心配	24.9%	19.7%	29.7%	29.3%	24.0%	35.3%
外出にお金がかかる	23.7%	18.9%	14.3%	42.7%	40.0%	21.6%
トイレ	20.2%	24.2%	26.4%	19.5%	32.0%	27.5%
周囲の目が気になる	15.8%	12.1%	17.6%	23.2%	16.0%	27.5%
発作など突然の身体の変化が心配	15.2%	15.9%	8.8%	20.7%	16.0%	13.7%
建物・駅などの階段	11.7%	23.5%	9.9%	8.5%	32.0%	5.9%
道路の段差	11.4%	21.2%	11.0%	8.5%	20.0%	7.8%
障害者用の駐車場が少ない(ない)	9.4%	16.7%	11.0%	3.7%	28.0%	13.7%
電車・バスなどへの乗車が困難	7.9%	10.6%	14.3%	8.5%	8.0%	9.8%
エレベーターやエスカレーターがない	6.4%	12.1%	2.2%	2.4%	8.0%	3.9%
歩道橋	4.7%	9.1%	5.5%	7.3%	8.0%	2.0%
標識や表示がわかりにくい	4.1%	3.8%	0.0%	3.7%	4.0%	9.8%
介助者が確保できない	3.5%	3.8%	6.6%	4.9%	4.0%	2.0%
放置自転車や看板等の障害物	2.0%	3.8%	0.0%	2.4%	4.0%	0.0%
信号が早く変わりすぎる	1.8%	3.0%	1.1%	3.7%	4.0%	0.0%
改札口が狭い	1.8%	3.8%	0.0%	1.2%	4.0%	2.0%
点字ブロックがない	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	6.1%	8.3%	4.4%	7.3%	12.0%	5.9%
特にない	22.8%	19.7%	17.6%	14.6%	16.0%	19.6%
無回答	4.1%	3.8%	5.5%	4.9%	0.0%	3.9%

④ 保育所や幼稚園、学校などに望むこと【複数回答】

保育所や幼稚園、学校などに望むことについては、「卒業後の情報や進路指導の充実」が35.2%で最も高く、次いで「先生や保護者の障害や病気に対する理解」が33.3%、「放課後や長期休暇中に利用できるサービスの充実」が31.5%となっています。

	全体 n=54	身体障害者 n=9	知的障害者 n=16	精神障害者 n=6	難病患者 n=1	0～17歳 n=54
卒業後の情報や進路指導の充実	35.2%	22.2%	56.3%	16.7%	0.0%	35.2%
先生や保護者の障害や病気に対する理解	33.3%	44.4%	18.8%	16.7%	0.0%	33.3%
放課後や長期休暇中に利用できるサービスの充実	31.5%	33.3%	43.8%	0.0%	100.0%	31.5%
周りの子どもたちの障害や病気に対する理解	27.8%	33.3%	31.3%	33.3%	0.0%	27.8%
障害のない児童生徒とふれあう機会の充実	18.5%	22.2%	18.8%	0.0%	100.0%	18.5%
保育士や教職員の専門性の向上	16.7%	0.0%	18.8%	0.0%	0.0%	16.7%
通学、通園時の利便性の向上	14.8%	22.2%	31.3%	0.0%	100.0%	14.8%
障害を理由としたいじめや不登校等の対応をしてほしい	14.8%	11.1%	6.3%	33.3%	0.0%	14.8%
地域の仲間づくりや居場所の整備	11.1%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	11.1%
障害の状況にかかわらず通常の学級で受け入れてほしい	5.6%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	5.6%
園や学校の障害特性に応じた設備の配慮(バリアフリー等)	3.7%	22.2%	0.0%	0.0%	0.0%	3.7%
医療的ケア(吸引・経管栄養・導尿等)が受けられるようにしてほしい	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特にない(だいたい満足)	5.6%	11.1%	6.3%	16.7%	0.0%	5.6%
その他	1.9%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	1.9%
無回答	7.4%	11.1%	0.0%	33.3%	0.0%	7.4%

⑤障害者の就労支援として必要だと思うこと【複数回答】

障害者の就労支援として必要だと思うことについては、「職場の障害者理解」が41.5%で最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が31.9%、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が28.9%となっています。

	全体 n=301	身体障害者 n=126	知的障害者 n=77	精神障害者 n=81	難病患者 n=25
職場の障害者理解	41.5%	34.9%	45.5%	43.2%	48.0%
職場の上司や同僚に障害の理解 があること	31.9%	28.6%	26.0%	34.6%	28.0%
短時間勤務や勤務日数等の配慮	28.9%	27.8%	16.9%	42.0%	36.0%
通勤手段の確保	28.2%	29.4%	33.8%	27.2%	24.0%
職場で介助や援助等が受けられる こと	13.3%	12.7%	26.0%	7.4%	16.0%
在宅勤務の拡充	12.0%	13.5%	1.3%	9.9%	24.0%
就労後のフォローなど職場と支援 機関の連携	11.3%	8.7%	11.7%	18.5%	12.0%
仕事についての職場外での 相談対応、支援	10.3%	7.9%	7.8%	13.6%	4.0%
勤務場所におけるバリアフリー等の 配慮	6.3%	11.1%	2.6%	3.7%	4.0%
企業ニーズに合った就労訓練	4.7%	4.8%	3.9%	4.9%	0.0%
その他	3.3%	4.8%	0.0%	3.7%	8.0%
無回答	23.6%	27.0%	31.2%	18.5%	20.0%

⑥障害福祉サービス等の利用状況・利用意向

■利用状況「利用している」

現在、「利用している」障害福祉サービスについては、『⑱計画相談支援・障害児相談支援』が32.3%で最も高く、次いで『⑪就労継続支援（B型）』が14.5%、『⑥生活介護』が12.9%、『①居宅介護』が10.7%、『⑯共同生活援助（グループホーム）』が7.7%となっています。『㉒放課後等デイサービス』は、0～17歳でみると、48.1%となっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
①居宅介護	10.7%	17.3%	11.5%	14.8%	7.7%	1.9%
②重度訪問介護	1.9%	3.6%	3.1%	2.3%	0.0%	0.0%
③同行援護	0.8%	2.2%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%
④行動援護	3.8%	3.6%	11.5%	5.7%	3.8%	0.0%
⑤重度障害者等包括支援	2.5%	2.9%	5.2%	2.3%	3.8%	0.0%
⑥生活介護	12.9%	14.4%	33.3%	9.1%	15.4%	0.0%
⑦自立訓練（機能訓練）	3.6%	7.2%	5.2%	3.4%	7.7%	0.0%
⑧自立訓練（生活訓練）	2.7%	4.3%	4.2%	4.5%	7.7%	0.0%
⑨就労移行支援	4.4%	4.3%	5.2%	9.1%	7.7%	0.0%
⑩就労継続支援（A型）	1.6%	1.4%	0.0%	3.4%	0.0%	0.0%
⑪就労継続支援（B型）	14.5%	7.9%	25.0%	21.6%	11.5%	0.0%
⑫就労定着支援	2.7%	2.2%	3.1%	4.5%	0.0%	0.0%
⑬療養介護	0.5%	0.7%	0.0%	2.3%	3.8%	0.0%
⑭短期入所（ショートステイ）	6.6%	10.8%	17.7%	3.4%	7.7%	3.7%
⑮自立生活援助	1.4%	2.2%	2.1%	2.3%	7.7%	0.0%
⑯共同生活援助（グループホーム）	7.7%	4.3%	13.5%	11.4%	7.7%	0.0%
⑰施設入所支援	0.8%	0.7%	3.1%	0.0%	0.0%	0.0%
⑱計画相談支援・障害児相談支援	32.3%	18.0%	60.4%	30.7%	26.9%	51.9%
⑲地域移行支援	0.8%	0.7%	0.0%	2.3%	3.8%	0.0%
⑳地域定着支援	0.5%	1.4%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%
㉑児童発達支援	6.0%	0.7%	10.4%	0.0%	0.0%	37.0%
㉒放課後等デイサービス	7.7%	2.9%	15.6%	0.0%	3.8%	48.1%
㉓保育所等訪問支援	1.6%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	11.1%
㉔居宅訪問型児童発達支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
㉕医療型児童発達支援	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%

■利用意向「1年以内に利用したい」

利用意向として、「1年以内に利用したい」と考えている障害福祉サービスについては、『⑱計画相談支援・障害児相談支援』、『㉒放課後等デイサービス』がともに3.3%で最も高く、次いで『⑭短期入所（ショートステイ）』が2.7%、『⑥生活介護』、『㉑児童発達支援』がともに1.9%となっています。

また、0～17歳でみると、『㉒放課後等デイサービス』が22.2%となっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
①居宅介護	1.4%	2.2%	2.1%	1.1%	0.0%	0.0%
②重度訪問介護	0.3%	0.7%	0.0%	0.0%	3.8%	0.0%
③同行援護	0.3%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
④行動援護	0.8%	1.4%	1.0%	1.1%	0.0%	1.9%
⑤重度障害者等包括支援	0.8%	0.7%	3.1%	0.0%	0.0%	1.9%
⑥生活介護	1.9%	2.9%	3.1%	1.1%	0.0%	3.7%
⑦自立訓練（機能訓練）	1.1%	2.9%	0.0%	1.1%	3.8%	0.0%
⑧自立訓練（生活訓練）	1.1%	2.2%	0.0%	2.3%	3.8%	0.0%
⑨就労移行支援	1.4%	2.9%	1.0%	0.0%	3.8%	0.0%
⑩就労継続支援（A型）	0.8%	1.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑪就労継続支援（B型）	1.6%	1.4%	2.1%	3.4%	0.0%	0.0%
⑫就労定着支援	1.1%	1.4%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑬療養介護	1.1%	1.4%	1.0%	0.0%	0.0%	1.9%
⑭短期入所（ショートステイ）	2.7%	5.0%	7.3%	0.0%	3.8%	3.7%
⑮自立生活援助	0.5%	0.7%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%
⑯共同生活援助（グループホーム）	0.3%	0.7%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑰施設入所支援	0.8%	2.2%	1.0%	1.1%	0.0%	0.0%
⑱計画相談支援・障害児相談支援	3.3%	1.4%	5.2%	4.5%	0.0%	13.0%
⑲地域移行支援	0.3%	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑳地域定着支援	0.8%	1.4%	1.0%	1.1%	0.0%	0.0%
㉑児童発達支援	1.9%	0.0%	4.2%	2.3%	0.0%	13.0%
㉒放課後等デイサービス	3.3%	0.7%	7.3%	2.3%	0.0%	22.2%
㉓保育所等訪問支援	0.8%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	5.6%
㉔居宅訪問型児童発達支援	0.5%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	3.7%
㉕医療型児童発達支援	0.8%	0.0%	1.0%	2.3%	0.0%	5.6%

■ 利用意向「3年以内に利用したい」

利用意向として、「3年以内に利用したい」と考えている障害福祉サービスについては、全体では、すべてのサービスで1%未満となっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
①居宅介護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
②重度訪問介護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
③同行援護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
④行動援護	0.3%	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑤重度障害者等包括支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑥生活介護	0.3%	0.7%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑦自立訓練(機能訓練)	0.5%	0.7%	1.0%	1.1%	0.0%	1.9%
⑧自立訓練(生活訓練)	0.5%	0.7%	1.0%	1.1%	0.0%	1.9%
⑨就労移行支援	0.8%	0.0%	1.0%	1.1%	0.0%	3.7%
⑩就労継続支援(A型)	0.3%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	1.9%
⑪就労継続支援(B型)	0.8%	0.7%	1.0%	1.1%	3.8%	3.7%
⑫就労定着支援	0.5%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	1.9%
⑬療養介護	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑭短期入所(ショートステイ)	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
⑮自立生活援助	0.5%	0.7%	1.0%	1.1%	0.0%	0.0%
⑯共同生活援助(グループホーム)	0.8%	0.7%	1.0%	2.3%	0.0%	0.0%
⑰施設入所支援	0.5%	0.7%	1.0%	1.1%	0.0%	0.0%
⑱計画相談支援・障害児相談支援	0.3%	0.7%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%
⑲地域移行支援	0.3%	0.7%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%
⑳地域定着支援	0.5%	1.4%	0.0%	1.1%	0.0%	0.0%
㉑児童発達支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
㉒放課後等デイサービス	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%
㉓保育所等訪問支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
㉔居宅訪問型児童発達支援	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
㉕医療型児童発達支援	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	1.9%

■利用意向「将来的に利用したい」

利用意向として、「将来的に利用したい」と考えている障害福祉サービスについては、『①居宅介護』が26.6%で最も高く、次いで『①⑦施設入所支援』が23.3%、『②⑩地域定着支援』が23.0%、『④行動援護』、『④⑩短期入所（ショートステイ）』がともに22.5%、『⑫就労定着支援』、『⑩⑩共同生活援助（グループホーム）』がともに22.2%となっています。

また、0～17歳は、将来的に各種サービスの利用の意向が、比較的高くなっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
①居宅介護	26.6%	28.8%	33.3%	21.6%	34.6%	20.4%
②重度訪問介護	20.8%	25.9%	25.0%	15.9%	26.9%	14.8%
③同行援護	14.5%	16.5%	9.4%	18.2%	19.2%	7.4%
④行動援護	22.5%	15.8%	37.5%	20.5%	11.5%	33.3%
⑤重度障害者等包括支援	21.1%	21.6%	28.1%	21.6%	19.2%	16.7%
⑥生活介護	17.8%	15.8%	17.7%	15.9%	19.2%	25.9%
⑦自立訓練（機能訓練）	18.6%	18.0%	15.6%	17.0%	19.2%	29.6%
⑧自立訓練（生活訓練）	21.1%	15.8%	22.9%	18.2%	15.4%	44.4%
⑨就労移行支援	20.8%	12.9%	20.8%	19.3%	11.5%	48.1%
⑩就労継続支援（A型）	20.3%	12.9%	18.8%	25.0%	11.5%	38.9%
⑪就労継続支援（B型）	18.4%	11.5%	22.9%	18.2%	3.8%	44.4%
⑫就労定着支援	22.2%	16.5%	16.7%	26.1%	15.4%	40.7%
⑬療養介護	15.9%	18.7%	11.5%	18.2%	19.2%	11.1%
⑭短期入所（ショートステイ）	22.5%	20.9%	30.2%	18.2%	19.2%	31.5%
⑮自立生活援助	20.3%	16.5%	22.9%	22.7%	7.7%	25.9%
⑯共同生活援助（グループホーム）	22.2%	18.7%	36.5%	17.0%	15.4%	29.6%
⑰施設入所支援	23.3%	21.6%	39.6%	15.9%	15.4%	29.6%
⑱計画相談支援・障害児相談支援	19.7%	19.4%	21.9%	15.9%	19.2%	16.7%
⑲地域移行支援	15.3%	12.2%	16.7%	14.8%	7.7%	18.5%
⑳地域定着支援	23.0%	20.1%	21.9%	21.6%	11.5%	31.5%
㉑児童発達支援	3.8%	2.2%	3.1%	4.5%	0.0%	11.1%
㉒放課後等デイサービス	3.0%	1.4%	2.1%	3.4%	0.0%	3.7%
㉓保育所等訪問支援	2.7%	0.7%	1.0%	3.4%	0.0%	5.6%
㉔居宅訪問型児童発達支援	3.3%	1.4%	3.1%	4.5%	3.8%	9.3%
㉕医療型児童発達支援	3.0%	0.7%	2.1%	4.5%	0.0%	5.6%

⑦悩みごとや心配ごととの相談先【複数回答】

悩みごとや心配ごととの相談先については、「家族や親戚」が47.9%で最も高く、次いで「病院」が29.6%、「福祉サービスを提供している事業所」が25.8%となっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
家族や親戚	47.9%	47.5%	30.2%	50.0%	19.2%	50.0%
病院	29.6%	32.4%	13.5%	40.9%	42.3%	33.3%
福祉サービスを提供している事業所	25.8%	23.0%	47.9%	21.6%	38.5%	27.8%
友人や知り合い	17.3%	18.0%	12.5%	12.5%	30.8%	18.5%
市役所の相談窓口	15.9%	18.0%	19.8%	13.6%	23.1%	13.0%
障害者相談員	11.0%	8.6%	16.7%	13.6%	7.7%	13.0%
保育園(所)・幼稚園・学校	8.5%	2.9%	13.5%	2.3%	0.0%	53.7%
インターネット(SNS等)	7.1%	7.9%	3.1%	6.8%	11.5%	7.4%
職場の仲間	5.2%	5.0%	1.0%	2.3%	3.8%	3.7%
保健所(保健師など)	1.6%	2.9%	1.0%	2.3%	7.7%	1.9%
県の障害者関係窓口	1.1%	1.4%	1.0%	1.1%	3.8%	0.0%
障害者団体	1.1%	0.7%	1.0%	2.3%	0.0%	0.0%
市社会福祉協議会	0.5%	0.7%	0.0%	1.1%	3.8%	0.0%
民生委員・児童委員	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
その他	5.2%	7.9%	10.4%	4.5%	11.5%	3.7%
相談したいが相談窓口がわからない	2.7%	1.4%	3.1%	4.5%	3.8%	0.0%
だれかに相談することはあまりない	4.7%	5.8%	5.2%	3.4%	0.0%	3.7%
無回答	4.1%	2.9%	2.1%	8.0%	0.0%	3.7%

⑧福祉サービス等の情報の入手先【複数回答】

福祉サービス等の情報の入手先については、「インターネット（SNS等）」が32.1%で最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が29.6%、「サービス事業所の人や施設職員」が28.2%となっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
インターネット(SNS等)	32.1%	36.7%	9.4%	31.8%	50.0%	44.4%
家族や親せき、友人・知人	29.6%	29.5%	31.3%	29.5%	23.1%	38.9%
サービス事業所の人や施設職員	28.2%	21.6%	44.8%	31.8%	19.2%	40.7%
かかりつけの医師や看護師	26.0%	24.5%	14.6%	38.6%	46.2%	31.5%
本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース	20.0%	20.1%	15.6%	23.9%	23.1%	14.8%
病院のケースワーカーや介護保険のケアマネジャー	12.1%	13.7%	5.2%	28.4%	15.4%	1.9%
行政機関の広報誌	11.2%	15.8%	9.4%	10.2%	7.7%	11.1%
行政機関の相談窓口	10.1%	10.8%	11.5%	8.0%	11.5%	7.4%
相談支援事業所などの民間の相談窓口	9.9%	9.4%	11.5%	14.8%	7.7%	13.0%
通園施設や保育所、幼稚園、認定こども園、学校の先生	9.0%	5.0%	17.7%	3.4%	7.7%	38.9%
障害者団体や家族会（団体の機関誌など）	4.9%	5.0%	9.4%	2.3%	3.8%	0.0%
民生委員・児童委員	0.8%	0.7%	0.0%	2.3%	0.0%	1.9%
その他	3.6%	4.3%	4.2%	2.3%	3.8%	0.0%
無回答	5.8%	7.9%	8.3%	5.7%	7.7%	3.7%

⑨差別や嫌な思いをする（した）ことの有無

差別や嫌な思いをする（した）ことの有無については、「ある」が28.2%、「少しある」が24.1%で合わせると52.3%、「ない」が40.0%となっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
ある	28.2%	27.3%	33.3%	25.0%	26.9%	38.9%
少しある	24.1%	28.1%	26.0%	18.2%	38.5%	18.5%
ない	40.0%	35.3%	29.2%	48.9%	30.8%	37.0%
無回答	7.7%	9.4%	11.5%	8.0%	3.8%	5.6%

⑩差別や嫌な思いをした場所【複数回答】

差別や嫌な思いをした場所については、「買い物やレジャーなどの外出先」が39.8%で最も高く、次いで「学校など教育の場」が34.0%、「会社など就労の場」が28.3%となっています。

	全体 n=191	身体障害者 n=77	知的障害者 n=57	精神障害者 n=38	難病患者 n=17	0～17歳 n=31
買い物やレジャーなどの外出先	39.8%	41.6%	54.4%	26.3%	58.8%	58.1%
学校など教育の場	34.0%	26.0%	31.6%	28.9%	17.6%	51.6%
会社など就労の場	28.3%	31.2%	15.8%	34.2%	11.8%	3.2%
病院など医療機関	16.8%	20.8%	17.5%	18.4%	11.8%	19.4%
地域の行事や集まりの場	13.1%	10.4%	19.3%	15.8%	5.9%	25.8%
福祉施設など日中活動の場	9.9%	9.1%	12.3%	13.2%	0.0%	6.5%
相談機関、相談窓口	3.1%	3.9%	3.5%	5.3%	0.0%	0.0%
その他	11.5%	13.0%	7.0%	23.7%	17.6%	6.5%
無回答	1.6%	1.3%	1.8%	0.0%	5.9%	0.0%

⑪ 成年後見制度の認知度

成年後見制度の認知度については、「知っている」、「聞いたことはあるが、内容は知らない」がともに30.4%、「知らない」が35.1%となっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
知っている	30.4%	36.7%	35.4%	20.5%	50.0%	31.5%
聞いたことはあるが、内容は知らない	30.4%	27.3%	28.1%	33.0%	30.8%	38.9%
知らない	35.1%	30.9%	32.3%	39.8%	19.2%	25.9%
無回答	4.1%	5.0%	4.2%	6.8%	0.0%	3.7%

⑫ 成年後見制度の利用意向

成年後見制度の利用意向については、「わからない」が49.6%で最も高く、次いで「将来は利用したい」が26.3%、「利用したいと思わない」が17.8%となっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
すでに利用している	1.6%	2.9%	4.2%	1.1%	0.0%	0.0%
将来は利用したい	26.3%	18.0%	43.8%	20.5%	26.9%	44.4%
利用したいと思わない	17.8%	23.7%	9.4%	11.4%	34.6%	13.0%
わからない	49.6%	51.8%	38.5%	61.4%	38.5%	38.9%
無回答	4.7%	3.6%	4.2%	5.7%	0.0%	3.7%

⑬災害時の困りごと【複数回答】

災害時の困りごとについては、「安全なところまで、すぐに避難することができない」が24.4%で最も高く、次いで「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」が20.0%、「周囲とコミュニケーションがとれない」が19.7%となっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
安全なところまで、すぐに避難することができない	24.4%	34.5%	31.3%	13.6%	42.3%	27.8%
どのような災害が起こったのか、すぐにわからない	20.0%	16.5%	29.2%	15.9%	7.7%	37.0%
周囲とコミュニケーションがとれない	19.7%	10.8%	30.2%	27.3%	11.5%	25.9%
必要な薬が手に入らない、治療が受けられない	19.2%	19.4%	13.5%	22.7%	19.2%	11.1%
救助を求めることができない、連絡方法がわからない	17.3%	15.8%	32.3%	11.4%	15.4%	29.6%
プライバシーが確保できない	13.2%	9.4%	9.4%	26.1%	15.4%	5.6%
必要な情報が入手できない	12.1%	10.8%	10.4%	10.2%	15.4%	7.4%
避難場所がわからない	11.8%	7.9%	7.3%	15.9%	11.5%	11.1%
避難所で適切な介助・支援が受けられない	11.0%	15.1%	17.7%	6.8%	15.4%	18.5%
救助を求めても来てくれる人がいない	6.0%	6.5%	5.2%	9.1%	11.5%	0.0%
補装具や日常生活用具が入手できない、使えなくなる	3.6%	8.6%	2.1%	0.0%	3.8%	5.6%
在宅ケアの医療者を受け入れる場所がわからない	2.5%	5.0%	0.0%	0.0%	15.4%	3.7%
電光掲示板等がないので、情報が入手できない	1.4%	0.7%	1.0%	1.1%	3.8%	1.9%
その他	4.9%	7.9%	3.1%	5.7%	7.7%	0.0%
特になし	19.2%	16.5%	11.5%	17.0%	11.5%	20.4%
無回答	6.0%	6.5%	6.3%	8.0%	0.0%	7.4%

⑭障害のある人が安心して暮らしていくために必要だと思うこと【複数回答】

障害のある人が安心して暮らしていくために必要だと思うことについては、「手当・年金などの経済的な支援の充実」が41.6%で最も高く、次いで「就労援助や雇用の拡大」が21.6%、「困った時に、いつでもなんでも相談できる身近な相談場所の整備」が19.7%となっています。

	全体 n=365	身体障害者 n=139	知的障害者 n=96	精神障害者 n=88	難病患者 n=26	0～17歳 n=54
手当・年金などの経済的な支援の充実	41.6%	42.4%	35.4%	46.6%	53.8%	29.6%
就労援助や雇用の拡大	21.6%	14.4%	14.6%	30.7%	7.7%	18.5%
困った時に、いつでもなんでも相談できる身近な相談場所の整備	19.7%	23.0%	21.9%	18.2%	19.2%	5.6%
入所施設を増やす	16.4%	15.1%	32.3%	8.0%	7.7%	18.5%
障害の早期発見・早期治療事業の推進	15.9%	15.1%	5.2%	20.5%	15.4%	16.7%
グループホームなど障害のある人が地域で生活できる場づくりの推進	15.1%	10.8%	32.3%	12.5%	15.4%	9.3%
医療機関やリハビリテーション整備の充実	14.5%	23.0%	11.5%	10.2%	30.8%	20.4%
ホームヘルプ・ショートステイなどの在宅福祉サービスの充実	14.0%	17.3%	25.0%	10.2%	15.4%	11.1%
障害児保育・障害児教育の充実	10.7%	7.2%	8.3%	5.7%	3.8%	48.1%
通所施設を増やす	10.7%	8.6%	14.6%	10.2%	15.4%	13.0%
障害のある人への理解啓発や交流促進	10.7%	10.1%	12.5%	9.1%	7.7%	16.7%
建物や交通機関、道路など障害のある人に配慮したまちづくりの推進	9.3%	12.9%	3.1%	6.8%	11.5%	5.6%
福祉に関する情報提供の充実	8.2%	9.4%	5.2%	9.1%	23.1%	7.4%
障害者自身が社会を理解し学ぶ機会	6.8%	7.9%	2.1%	6.8%	7.7%	9.3%
障害のある人のための防災対策の充実	5.2%	5.8%	5.2%	3.4%	3.8%	3.7%
差別解消の推進	5.2%	3.6%	1.0%	8.0%	3.8%	7.4%
地域に住む人が力を合わせて、障害のある人を支えていく体制づくり	4.9%	2.2%	5.2%	4.5%	3.8%	5.6%
地域福祉における共生社会の実現	3.3%	2.2%	8.3%	0.0%	3.8%	7.4%
成年後見制度の活用	2.5%	0.7%	3.1%	1.1%	0.0%	7.4%
趣味・娯楽などの情報提供の充実	2.2%	2.2%	2.1%	3.4%	7.7%	1.9%
スポーツ・レクリエーション活動の推進	2.2%	1.4%	4.2%	2.3%	0.0%	1.9%
ボランティア活動の推進	2.2%	2.2%	2.1%	3.4%	0.0%	1.9%
生涯学習や文化活動の推進	0.5%	0.0%	0.0%	2.3%	0.0%	0.0%
その他	1.1%	2.2%	1.0%	0.0%	0.0%	0.0%
特にない	4.7%	6.5%	3.1%	5.7%	3.8%	0.0%
無回答	5.2%	5.8%	3.1%	9.1%	3.8%	3.7%

⑮介護（介助）者の就労状況 ※介護（介助）者に対する設問

介護（介助）者の就労状況については、「仕事をしていない」が42.2%で最も高く、次いで「正規職員として仕事をしている」が30.9%、「パート・アルバイトとして仕事をしている」が21.7%となっています。

	全体 n=230	身体障害者 n=92	知的障害者 n=71	精神障害者 n=50	難病患者 n=18	0～17歳 n=47
正規職員として仕事をしている	30.9%	34.8%	26.8%	26.0%	38.9%	38.3%
パート・アルバイトとして仕事をしている	21.7%	15.2%	25.4%	20.0%	22.2%	25.5%
仕事をしたいが、介護（介助）があつて仕事ができない	5.2%	4.3%	5.6%	2.0%	0.0%	12.8%
仕事をしていない	42.2%	45.7%	42.3%	52.0%	38.9%	23.4%

⑯介護（介助）に対して感じていること【複数回答】 ※介護（介助）者に対する設問

介護（介助）に対して感じていることについては、「自分が介助できなくなった場合のことが不安」が53.5%で最も高く、次いで「精神的負担が大きい」が30.4%、「自分自身の健康に不安がある」が30.0%となっています。

	全体 n=217	身体障害者 n=85	知的障害者 n=70	精神障害者 n=45	難病患者 n=15	0～17歳 n=46
自分が介助できなくなった場合のことが不安	53.5%	51.8%	75.7%	44.4%	46.7%	58.7%
精神的負担が大きい	30.4%	16.5%	30.0%	37.8%	20.0%	39.1%
自分自身の健康に不安がある	30.0%	38.8%	32.9%	22.2%	33.3%	13.0%
経済的負担が大きい	17.1%	18.8%	11.4%	20.0%	26.7%	17.4%
身体的負担が大きい	15.2%	21.2%	18.6%	11.1%	20.0%	13.0%
休息や息抜きの時間がない	10.6%	9.4%	15.7%	8.9%	13.3%	15.2%
自分の時間が持てない	9.7%	11.8%	12.9%	2.2%	20.0%	15.2%
仕事・家事が十分にできない	6.9%	5.9%	8.6%	6.7%	6.7%	10.9%
仲間・友人ができた	6.5%	5.9%	10.0%	0.0%	0.0%	8.7%
生きがい・充実を感じている	3.2%	2.4%	4.3%	2.2%	0.0%	6.5%
その他	1.4%	2.4%	0.0%	2.2%	6.7%	4.3%
特になし	18.9%	23.5%	10.0%	24.4%	13.3%	10.9%

第 6 章

計画の推進

1 計画推進のための実施体制

本計画は、障害のある人に関する施策をまとめた総合計画であり、福祉、保健、医療、教育、雇用・就労、生活環境など多岐の分野にわたっています。障害のある人の障害特性や年齢によって利用するサービスが変わっても、切れ目のない支援が行われるように、計画推進にあたっては、市と支援機関が密に連携し、総合的に取り組みます。

本計画を着実に推進するため、銚子市地域自立支援協議会では、具体的な施策などの計画策定を検討し、その実績・成果を把握して進捗状況の分析・評価を行い、必要があるときは計画の変更や事業の見直しを行います。

また、銚子市地域自立支援協議会は、障害のある人やその家族の様々なニーズ等を検討するため、障害のある人やその家族、関係団体等も含め、幅広い関係者を構成員としています。この下部組織として分科会を設置し、各分科会のテーマに沿った活動をしています。

今後は支援体制の強化のために新しい分科会の創設も視野に入れて活動していきます。

2 広報・啓発活動の推進

計画の推進にあたっては、障害のある人となない人を問わず幅広い市民の理解を得ながら進めていくことが必要です。「広報ちょうし」や市ホームページ、Facebook（フェイスブック）、LINE（ライン）など市の広報媒体を活用し、「障害のある人」や「障害について」の理解を深めるための広報・啓発活動を推進します。

海匝地区障害者スポーツ大会などのイベント、福祉教育の場などの交流、学びの機会を通して、市民やボランティアの参画を進め、市民相互の理解と交流を促進します。

3 協力体制の確保

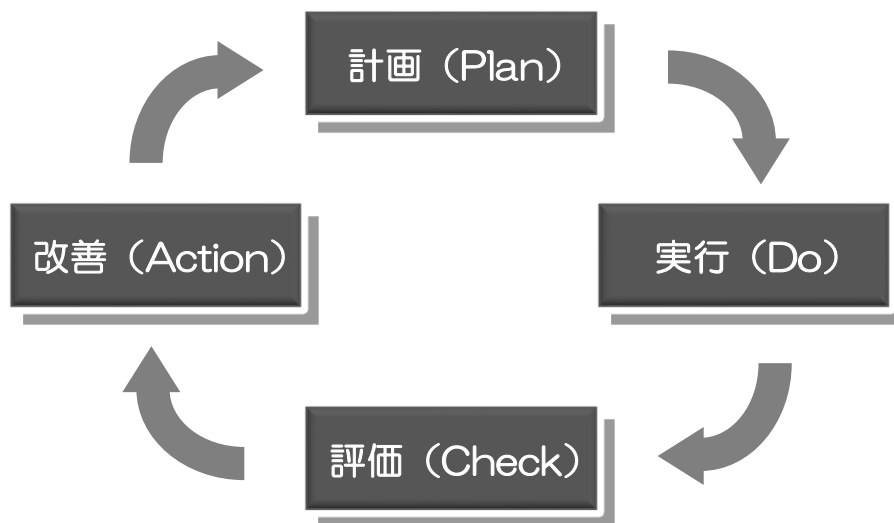
障害のある人に対し、乳幼児期からのライフステージにおいて、一貫した切れ目のない適切なサービス支援を受けられるよう総合的な支援が求められています。

障害のある人の障害特性や生活実態に合ったサービス支援を行うとともに、その人に合ったサービスを充足させていくために、県や近隣市町（香取・海匝圏域）との連携・協力を図りながら、サービス水準の向上に努めます。

また、福祉ボランティアなどの人材の高齢化が本市の課題のひとつとなっており、新たに市内ボランティア活動等を行っている団体、市民などにボランティア参画を働きかけ、人材の発掘、育成に努めます。

4 計画の進行管理・評価方法

本計画の進行管理に取り組む上では、PDCA（Plan（計画）－Do（実行）－Check（評価）－Act（改善））サイクルを導入し、年度ごとに施策の進捗状況及び数値目標の達成状況など実績を把握し、その分析・評価を、年1回、銚子市地域自立支援協議会の中で行います。また、必要に応じて計画の変更や施策事業の見直しを行います。分析・評価を行ったときは、銚子市地域自立支援協議会の意見や経過、その結果について公表します。



資料編

1 銚子市地域自立支援協議会設置要綱

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。第2条第1号において「法」という。）第89条の3第1項の規定により銚子市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する障害者等（第7号において同じ。）の支援体制に係る課題に関すること。
- (2) 関係機関の連携強化、社会資源の開発及び改善等に関すること。
- (3) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関すること。
- (4) 障害者虐待に関すること。
- (5) 障害を理由とする差別を解消するための取組みに関すること。
- (6) 銚子市障害福祉計画及び銚子市障害児福祉計画の進捗状況の把握や、必要に応じた助言。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害者等の生活支援について必要と認められること。

（組織）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者のうちから、関係機関等が推薦する委員をもって組織する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 医療、保健又は福祉に関し識見を有する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員は、25人以内とする。

3 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、欠員のため、新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事については、その概要、出席委員の氏名その他の必要な事項を記載した会議録を作成するものとする。

(報酬)

第6条 委員は無報酬とする。

(専門部会)

第7条 協議会には、専門の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(意見の聴取等)

第8条 協議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係資料等の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、社会福祉課障害支援室において所掌する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 銚子市地域自立支援協議会委員名簿

敬称略

No.	区 分	所 属	氏 名
1	福祉	銚子市民生委員児童委員協議会	金塚 英治
2	福祉	社会福祉法人銚子市社会福祉協議会	伊藤 浩幸
3	福祉	中核地域生活支援センター 海匝ネットワーク	細野さやか
4	当事者・家族	銚子市身体障害者福祉会連合協議会	佐藤 相子 令和5年10月1日退任
5	当事者・家族	自助グループ ピアサポートひかり	小鷲 直人
6	当事者・家族	特定非営利活動法人 銚子市手をつなぐ育成会	宮内 康治
7	市民団体	銚子市町内会連合協議会	宮本 康夫
8	通所サービス事業所	特定非営利活動法人 精神保健福祉を支える会 NEW	田村 敏一
9	通所サービス事業所	株式会社 ここ	山久保 直紀
10	就労支援 (教育・雇用)	社会福祉法人ロザリオの聖母会 障害者就業・生活支援センター東総 就業センター	福島 美果
11	就労支援 (教育・雇用)	銚子公共職業安定所	石丸 明子
12	学識経験者(保健)	千葉科学大学	安藤 智子
13	拠点等	特定非営利活動法人 あおぞら	大屋 滋
14	医療	銚子こころクリニック	石上 るみ子
15	行政(療育)	千葉県銚子児童相談所	三田 茂男
16	行政(教育)	千葉県立銚子特別支援学校	豊山 哲史
17	行政(教育)	銚子市教育委員会 学校教育課	高野 美樹子
18	行政(保健)	千葉県海匝健康福祉センター	小川 雅子
19	行政(保健)	銚子市健康づくり課保健事業室	山田 紀美代

任期：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

3 計画の策定経過

年 月 日	内 容
6月5日	令和5年度 第1回銚子市地域自立支援協議会 ・第6期銚子市障害福祉計画進捗状況及び第7期銚子市障害福祉計画・第3期銚子市障害児福祉計画策定について
令和5年6月	アンケート調査の実施 ・市内在住の障害のある人 800人（回収率：45.6%）
12月5日	令和5年度 第2回銚子市地域自立支援協議会 ・銚子市障害者福祉計画及び第7期銚子市障害福祉計画・第3期銚子市障害児福祉計画（素案）について
12月25日～ 令和6年 1月19日	パブリックコメントの実施
2月15日	令和5年度 第3回銚子市地域自立支援協議会 ・銚子市障害者福祉計画・第7期障害福祉計画・第3期銚子市障害児福祉計画パブリックコメント結果について

4 用語解説

【あ行】

用 語	内 容
アクセシビリティ	年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。
育成医療	身体に障害のある児童の健全な育成を図るため行われる生活能力を得るために必要な医療のことです。 自立支援医療の一環として位置づけられています。
医療的ケア児	医療的ケア児とは、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童をいいます。
インクルーシブ (inclusive＝包含)	すべての子どもが地域の学校に包み込まれ必要な援助を提供されながら教育を受けること。障害があっても障害のある児童だけの特別な場で教育を受けるのではないという考えをいいます。
SNS (エス・エヌ・エス)	Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことです。
NPO (エヌ・ピー・オー)	Non-Profit Organization の略で、民間非営利組織であり、行政組織や企業組織とは独立した特定の公益活動を行います。

【か行】

用 語	内 容
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的役割を担う機関として、総合的な相談業務の実施や地域の相談体制の強化の取組などを行います。
居宅障害者等紙おむつ 給付事業	障害のある人などの家族の経済的及び精神的な負担を軽減するため、その居宅において介護を受けている障害のある人などに対し、紙おむつの給付を行います。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障害のある人などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行います。
子育て世代包括支援センター	妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠の届出などの機会に得た情報を基に、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育などの地域の関係機関による切れ目のない支援を行います。

用 語	内 容
高次脳機能障害	事故や疾病等を理由として脳に損傷を受け、記憶障害、注意障害、物事の段取りが立てられない遂行機能障害、感情や欲求が抑えられない社会的行動障害など、日常生活又は社会生活に制約がある状態のことです。
更生医療	身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るために行われる更生のために必要な医療のことです。

【さ行】

用 語	内 容
児童発達支援センター	障害のある児童の通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」「地域の障害児を預かる施設に対する支援」など地域支援を実施します。医療の提供の有無により「福祉型」と「医療型」に分かれます。
重症心身障害児（者）	重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複している児童（者）のことをいいます。
障害者優先調達推進法	障害者就労施設等から優先的に物品等を調達するよう努めることとした法律のことです。
身体障害	身体機能に何らかの障害があり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）があります。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人（15 歳未満はその保護者）の申請に基づいて交付されるもので、各種サービスを受けるための証明となります。手帳の等級には、障害の程度により1級から6級があります。
自立支援協議会	障害のある人の地域における自立生活を支援していくため、関係機関・団体、障害のある当事者やその家族、障害福祉サービス事業者や医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議を行う場で、市町村で設置されています。障害福祉計画を定め又は変更しようとする場合は、あらかじめ自立支援協議会の意見を聴くように努めなければならないとされています。
精神障害	統合失調症、精神作用物質による急性中毒又は依存症、発達障害、精神病質、気分障害（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

用 語	内 容
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のある人の社会復帰及び社会参加の促進を図ることを目的として、精神疾患（てんかん、発達障害などを含む。）を有する人のうち、精神障害のために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方を対象としています。 精神障害者保健福祉手帳の等級は、１級から３級まであります。
成年後見制度	知的障害や精神障害のある人、認知症高齢者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分又は困難な人について、その判断力を補い保護支援する制度です。

【た行】

用 語	内 容
地域生活支援事業	障害のある人が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるような事業を市町村が実施します。市町村及び都道府県は、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態での実施が可能となるように創意工夫により事業の詳細を決定し、効率的・効果的な取組を行います。
知的障害	知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあることをいいます。
知的障害者職親委託事業	知的障害のある人の自立更生を図るため、知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害のある人を一定期間、職親に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、もって知的障害者の福祉の向上を図ることを目的とします。
特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障害や聴覚障害、知的障害のある人、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園から高等学校まで準ずる教育を行うとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置されている学校のことです。
特別支援教育	障害のある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支持するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

【な行】

用 語	内 容
難病	難病対策要綱において「(1)原因不明、治療方法が未確立であり、かつ、後遺症を残す恐れが少ない疾病、(2)経過が慢性的で、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されています。

【は行】

用 語	内 容
発達障害	脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされています。
発達障害者支援法	発達障害を早期に発見し、発達障害のある人が自立や社会参加できるよう生活全般にわたる支援を図ることにより、その福祉の増進に寄与することを目的とした法律のことです。
発達障害者支援センター	自閉症等の特有な発達障害を有する障害のある児童（者）に対する支援を総合的に推進する地域の拠点となる基幹センターのことです。
パブリックコメント	行政機関が政策等を策定していく際、あらかじめその案を公表し、広く市民から意見、情報を募集する手続きのことです。
バリアフリー	障壁（バリア）となるものを取り除くことをいいます。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去することをいいます。
Facebook （フェイスブック）	インターネットのホームページ上で社会的ネットワークを構築できるサービスの一つであり、会員間同士で情報発信や情報交換などができます。
ペアレントトレーニング	発達障害などのある子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方や心理的なストレスの改善、子どもの発達促進や行動改善を目的とした訓練を行います。
ペアレントプログラム	発達障害などのある子どもを育てる保護者や養育者が、子どもの行動を理解する方法などを学び、楽しく子育てができるようにすることを目的としたプログラムです。
ペアレントメンター	自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ、相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のことです。
補装具	身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替する用具のことです。

【や行】

用 語	内 容
ユニバーサルデザイン	ユニバーサルデザインは障害を持つ米国人建築家、ロナルド・メイスにより 1980 年代に提唱されたもので、高齢者や身体障害者という特定の人に限定せず、また、あらゆる体格、年齢、障害の度合いに関係なく、「できるだけ多くの人々が利用可能であるように製品、建物、空間等をデザインすること」と定義されています。 高齢者・障害者と限定するのではなく、全ての人（高齢者、障害者、外国人、妊産婦、けが人、子ども、健常者等）を対象とした社会資本整備のことです。
要配慮者（災害時）	障害のある人のほか、乳幼児、高齢者、外国人など防災対策を進めるうえで特に配慮を必要としている人のことです。

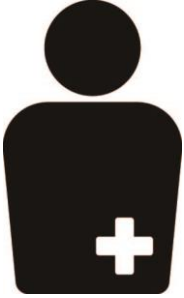
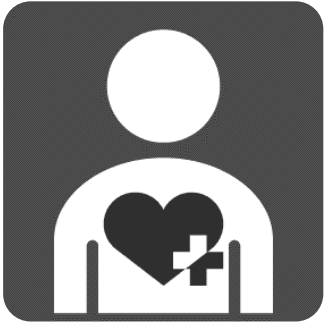
【ら行】

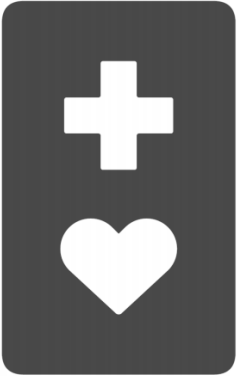
用 語	内 容
LINE （ライン）	スマートフォンなどを使ってメッセージ交換などができるソフトウェアのことです。
ライフステージ	人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などと分けた、それぞれの段階をいいます。
療育手帳	知的障害があると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種サービスが受けやすくなります。障害程度の区分は自治体ごとで異なります。

5 障害者に関するマーク

名 称	概 要 等
【障害者のための 国際シンボルマーク】 	障害者が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のマーク。マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。 駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。 ※このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。
【身体障害者標識】 	肢体不自由である人が免許を受けて運転する車に表示します。マークの表示については、努力義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。
【聴覚障害者標識】 	聴覚障害のある人が免許を受けて運転する車に表示します。マークの表示については、義務となっています。 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。

名 称	概 要 等
【盲人のための 国際シンボルマーク】 	世界盲人会連合で 1984 年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮した建物、設備、機器などに表示する世界共通のマーク。信号機や国際点字郵便物・書籍などで身近に見かけるマークです。 このマークを見かけた場合には、視覚障害者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。
【耳マーク】 	聞こえが不自由なことを表す、国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目にはわからないために、誤解されたり、不利益をこうむったり、社会生活上で不安が少なくありません。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、口元を見せてはっきり話す、筆談でやり取りをするなど、特性に応じたコミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。
【ほじょ犬マーク】 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。「身体障害者補助犬法」では現在、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設では、身体障害者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。 補助犬はペットではありません。体の不自由な方の、体の一部となって働いています。社会のマナーを訓練し、衛生面でも管理されています。 お店の入口などでこのマークを見かけたり、補助犬を連れている方を見かけた場合は、ご理解、ご協力をお願いいたします。

名 称	概 要 等
【オストメイトマーク】 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。 このマークを見かけた場合には、そのトイレがオストメイトに配慮されたトイレであることについて、ご理解、ご協力をお願いいたします。
【ハート・プラスマーク】 	「内臓等の身体内部に障害がある人」を表しています。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある方は外見からはわかりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。 内部障害の方の中には、電車などの優先席に座りたい、近辺での携帯電話使用を控えてほしい、障害者用駐車スペースに停めたい、といったことを希望していることがあります。 このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障害への配慮について、ご理解、ご協力をお願いいたします。
【障害者雇用支援マーク】 	公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。 雇用を促進している企業や障害者雇用を促進したいという企業と就労を希望する障害者の橋渡しを行い、障害者の就労を取り巻く環境をより整備するものです。

名 称	概 要 等
【「白杖SOSシグナル」 普及啓発シンボルマーク】  (社会福祉法人日本盲人会 連合推奨マーク)	白杖を頭上 50cm 程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。 白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。 ※駅のホームや路上などで視覚に障害のある人が危険に遭遇しそうな場合は、白杖によりSOSのシグナルを示していなくても、声をかけてサポートをしてください。
【ヘルプマーク】 	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、又は妊娠初期の方など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです（JIS 規格）。 ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いいたします。

銚子市障害者福祉計画
第7期銚子市障害福祉計画・第3期銚子市障害児福祉計画

令和6年3月

発行 銚子市

編集 銚子市 社会福祉課

〒288-8601 千葉県銚子市若宮町 1-1

TEL : 0479-24-8968

FAX : 0479-25-7502

URL : <https://www.city.choshi.chiba.jp/>